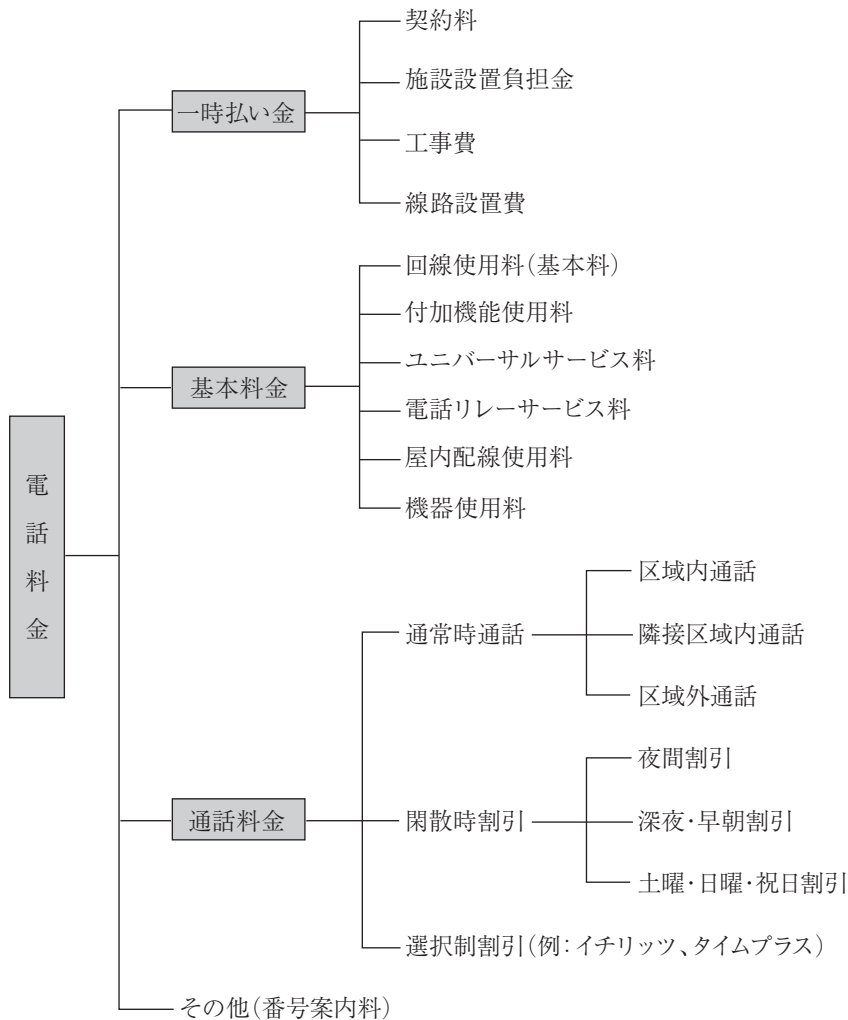


# 電話料金

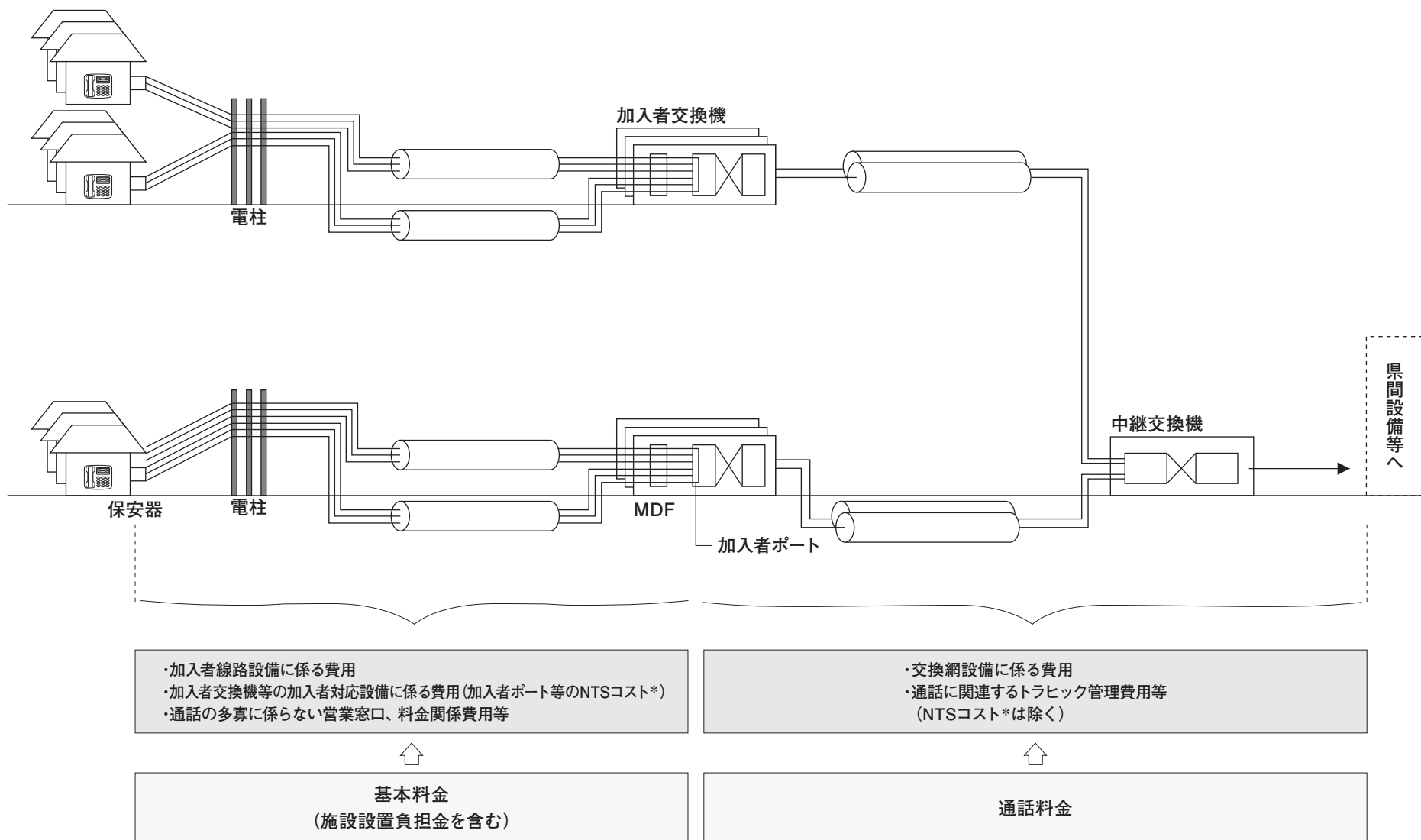
## 加入電話料金体系



- (1) 電話料金(加入電話)は、
- ① 新規契約時等に支払う「一時払い金」
  - ② 通話量にかかわらず毎月一定額を支払う「基本料金」
  - ③ 通話量に応じて支払う「通話料金」
- の3本立ての料金体系となっています。
- ①の一時払い金には、
- 電話の新規取り付けに要する事務的な手続きの費用にあてる「契約料」
  - 電話の新規架設工事の費用(電話局からお客様宅までの設備の建設費用の一部に充当される「施設設置負担金」
  - 屋内配線等の工事に必要な「工事費」
- 等があります。
- ②の基本料金には、
- 次の3種類の費用に対応して必要な「回線使用料」(基本料)
    - ・各お客様が専用に利用する設備(電話局からお客様宅までの加入者回線設備)の減価償却費、保守費等の費用(施設設置負担金により充当した費用を除く)
    - ・加入者交換機等の加入者対応設備に係る減価償却費、保守費等の費用(NTSコスト\*といいます)
    - ・通話回数にかかわらず、お客様毎に個別に発生する費用(窓口・116の受付、料金の請求・収納等に関する費用)
  - ナンバー・ディスプレイやキャッチホン等の付加機能を利用する場合に必要な「付加機能使用料」
  - ユニバーサルサービス基金制度による支援に必要な費用を賄うために、お客様にご利用の電話番号数に応じてご負担いただいている「ユニバーサルサービス料」
  - 電話リレーサービスの提供を確保するために、お客様にご利用の電話番号数に応じてご負担いただいている「電話リレーサービス料」
  - 屋内配線(お客様宅の保安器から、ジャックまたはローゼットまでの配線)をレンタルで利用する場合に必要な「屋内配線使用料」
  - 端末機器(電話機、PBX等)をレンタルで利用する場合に必要な「機器使用料」等があります。
- ③の通話料金は、基本料金、施設設置負担金の対象費用以外の費用に対応しています。  
※P71「加入電話の設備構成と料金の範囲」参照。
- (2) 新規契約時の施設設置負担金の支払いを要せず、月々の回線使用料に一定額を加算した「加入電話・ライトプラン」も提供しています。
- (3) 公衆電話の料金は、性格上、基本料金や施設設置負担金はなく、通話料だけとなっているため、加入電話の通話料より高い水準に設定しています。

\*NTSコスト: Non-Traffic Sensitive Costの略。交換機等の費用のうち、通信量に依存しない費用(回線数の増減に依存する費用)です。従来は接続料金(通話料金)で回収していましたが、2005年度以降、段階的に接続料費用から基本料費用に付け替えています。なお、このコストの内、き線点RT(メタルケーブルに收容する電話等の通信を加入者交換機まで光ファイバーで伝送するための多重化装置)から加入者交換機間の伝送路の一部費用については、2008年度より基本料費用から段階的に接続料費用に付け替えています。(2011年度以降は全額付け替え)

## 加入電話の設備構成と料金の範囲



\*NTSコスト: Non-Traffic Sensitive Costの略。交換機等の費用のうち、通信量に依存しない費用(回線数の増減に依存する費用)です。従来は接続料金(通話料金)で回収していましたが、2005年度以降、段階的に接続料費用から基本料費用に付け替えています。なお、このコストの内、ぎ線点RT(メタルケーブルに收容する電話等の通信を加入者交換機まで光ファイバーで伝送するための多重化装置)から加入者交換機間の伝送路の一部費用については、2008年度より基本料費用から段階的に接続料費用に付け替えています。(2011年度以降は全額付け替え)

## 加入電話等の新設料金 (税込)

(単位:円)

	加入電話		ISDN	
	単独電話		INSネット64	INSネット64・ライト
	加入電話	加入電話・ライトプラン		
契約料	880	880	880	880
施設設置負担金	39,600	不要	39,600	不要

※臨時電話の場合を除きます。

※上記のほか、工事内容によっては工事費が必要となる場合があります。

## 契約料、施設設置負担金の推移 (税抜)

(注:大阪、単独電話の場合)

契約料	施設設置負担金	(電信電話債券)
( '52年当時) 加入料 300円	( '52年当時) 装置料 4,000円 負担料 30,000円 計 34,000円	( '52年当時) なし
		( '53年1月) 60,000円
	( '60年4月) 設備料 10,000円	( '60年4月) 150,000円
	( '68年5月) " 30,000円	
	( '71年6月) " 50,000円	
	( '76年11月) " 80,000円	
( '84年4月) 加入料 800円		( '83年3月) 廃止
( '85年4月) 契約料 800円	( '85年4月) 工事負担金* 72,000円	電信電話設備の拡充のための 暫定措置に関する法律(拡充法) (注)償還期間満了後に資金を 償還する性格のものです。
	( '89年4月) 施設設置負担金に 名称変更	*80,000円に含まれていた宅内工 事費8,000円を差し引いたもの です。 従って、宅内(配線・機器)の工事 を行う場合には、実費負担額に 変化はありません。
(現在)	( '05年3月) 施設設置負担金 36,000円	

## 回線使用料(基本料) (税込)

(単位:円)

区分	加入電話			加入電話・ライトプラン		
	3級局	2級局	1級局	3級局	2級局	1級局
単独電話	事務用 プッシュ回線用	2,750		3,025	2,915	
	ダイヤル回線用	2,750	2,585	2,530	3,025	2,860
住宅用	プッシュ回線用	1,870		2,145	2,035	
	ダイヤル回線用	1,870	1,705	1,595	2,145	1,980

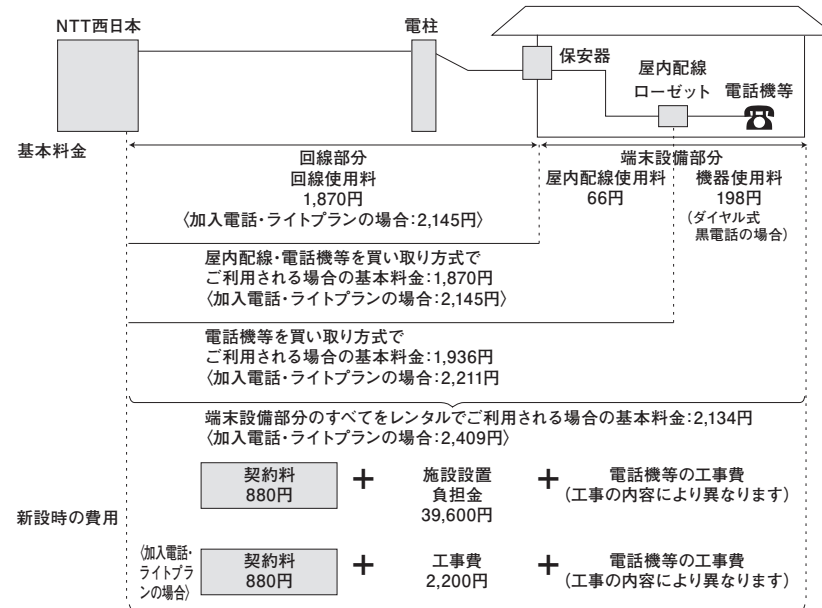
※ダイヤル回線用からプッシュ回線用、プッシュ回線用からダイヤル回線用へ切り替える場合、別途工事費2,200円(税込)が必要です。

## (参考) INSネット64

(単位:円)

	INSネット64	INSネット64・ライト
事務用	3,883	4,158
住宅用	3,058	3,333

## ●大阪(06エリア)の住宅用(ダイヤル回線用)のお客様の例(税込)



※上記基本料金に加え、2023年1月ご利用料分から2023年12月ご利用料分までは、1番号ごとにユニバーサルサービス料2.2円(税込)/月が必要となります。加えて、2023年4月ご利用料分から2024年1月ご利用料分までは、電話リレーサービス料1.1円(税込)/月が必要となります。

## (参考) 施設設置負担金(※2004年11月5日公表の資料を一部修正)

### 1. 電話加入権と施設設置負担金の関係について(参考1~3参照)

電話加入権とは、「加入電話契約者が加入電話契約に基づいて加入電話の提供を受ける権利」(電話サービス契約約款第21条)です。

一方、施設設置負担金は、加入電話等の新規契約の際にお支払いいただく料金であり、加入電話(単独電話)の場合で現行39,600円となっています。

この施設設置負担金は、加入電話等のサービス提供に必要な当社の市内交換局ビルからお客様の宅内までの加入者回線の建設費用の一部を、基本料の前払い的な位置付けで負担していただくものであり、お客様がお支払いいただいた額を加入者回線設備の建設費用から圧縮することにより、月々の基本料を割安な水準に設定することでお客様に還元しており\*、解約時等にも返還しておりません。

したがって、施設設置負担金は、当社が電話加入権の財産的価値を保証しているものではありませんが、社会実態としては、電話加入権の取引市場が形成されています。また、質権の設定が認められ、法人税法上非減価償却資産とされる等の諸制度が設けられています。

\* 2019年度以降の新規取得の施設設置負担金については、圧縮記帳を廃止

### 2. 施設設置負担金を取り巻く市場環境の変化について(参考4~7参照)

お客様にお支払いいただいた施設設置負担金は、電話の早期普及のための設備建設資金の調達手段として、電話網の建設に大きな役割を果たしてきましたが、電話の加入数が減少に転じる中で、その意義が低下してきていると考えています。

当社は、お客様の初期負担を軽減するため、施設設置負担金相当額を月々の基本料に加算してお支払いいただく「ライトプラン」を、INSネット64(1997年7月~)・加入電話(2002年2月~)を対象に選択制サービスとして提供していますが、現在では、新規契約のお客様のうちの大半の方がライトプランを選択しています。

また、最近では、競争事業者が施設設置負担金のような初期負担を設けない電話サービスを開始する等、市場環境が著しく変化しており、当社としても、新たな事業環境に適応するために、施設設置負担金の見直しが必要な状況になってきておりました。

### 3. 施設設置負担金の見直しについて(参考8、9参照)

こうした施設設置負担金を取り巻く市場環境の変化を背景に、2004年10月、総務省情報通信審議会において、施設設置負担金に関して、「既存契約者や電話加入権取引市場等に対して一定の配慮をしつつ、NTT東日本及びNTT西日本が廃止も選択肢とした見直しを欲するのであれば、容認されるべき」とする答申(「平成17年度以降の接続料算定の在り方」最終答申)が出されました。

当社は、上記の答申の内容を踏まえて、関係各方面への影響等に配慮し、当時の電話加入権取引市場の売買価格に直接影響を与えない範囲内で、施設設置負担金(ライトプランの加算額を含む)の値下げを実施いたしました。また、値下げの実施時期については、お客様への事前の周知期間を十分確保するとともに、電話の新規契約が多い転勤・新入学卒業期に間に合うよう、2005年3月1日からいたしました。

また、今後の施設設置負担金の見直しについては、お客様のご理解を得つつ、電話加入権取引市場の動向や関連諸制度の見直しとの関係を見極めて、検討してまいります。

### 4. お客様への周知について

2005年3月の施設設置負担金の見直しにあわせて、施設設置負担金に関するお客様のご理解を深めていただくよう、電話料金の請求書等に同封するハローインフォメーションや新聞広告等を用いてお客様への周知を図ることにより、お客様への適切な説明に努めました。

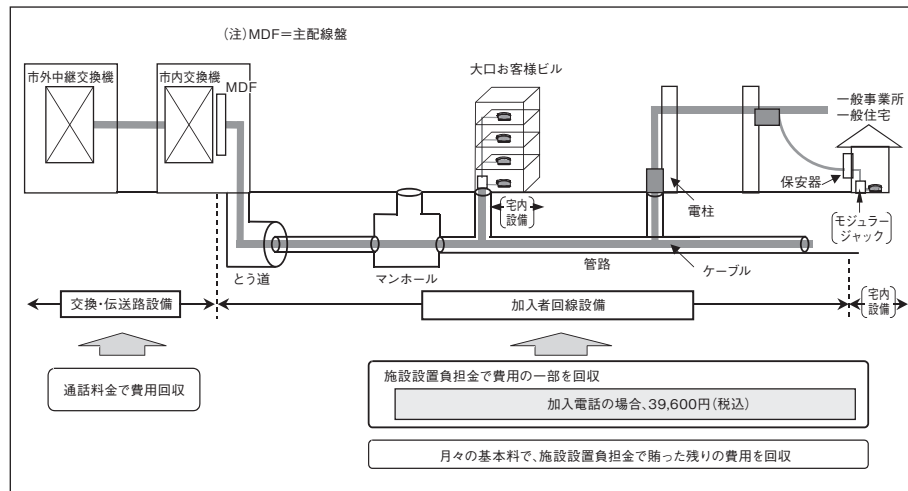
## 〈参考1〉加入電話の施設設置負担金の変遷 (税抜)

(大阪・単独電話の場合)

年月	施設設置負担金の料金水準 (1契約当り)	(参考) 電信電話債券 (1契約当り)
1952年当時	装置料 4,000円 負担料 30,000円 } 合計 34,000円	
1953年 1月	↓	電信電話債券 60,000円
1960年 4月	設備料 10,000円	↓ 電信電話債券 150,000円
1968年 5月	設備料 30,000円	
1971年 6月	設備料 50,000円	
1976年11月	設備料 80,000円	
1983年 3月	(注) 80,000円に含まれていた宅内工事費 8,000円を差し引いたものです。従って、宅内(配線・機器)の工事を行う場合には、実質負担額に変化はありません。	廃止 〔「電信電話設備の拡充のための暫定措置に関する法律(拡充法)」の廃止〕
1985年 4月	工事負担金 72,000円	
1989年 4月	(施設設置負担金に名称変更) [1997年7月にINS初64・ライト、 2002年2月に加入電話・ライトプランを提供]	(注) 償還期間満了後に資金を償還する性格のものです。
2005年 3月	施設設置負担金 36,000円 (現在)	

## 〈参考2〉施設設置負担金の料金設定の考え方

施設設置負担金は、加入電話等サービスの提供に必要な当社の市内交換局ビルからお客様の宅内までのお客様に専有して敷設される加入者回線設備(線路設備等)の建設費用の一部を賄っています。

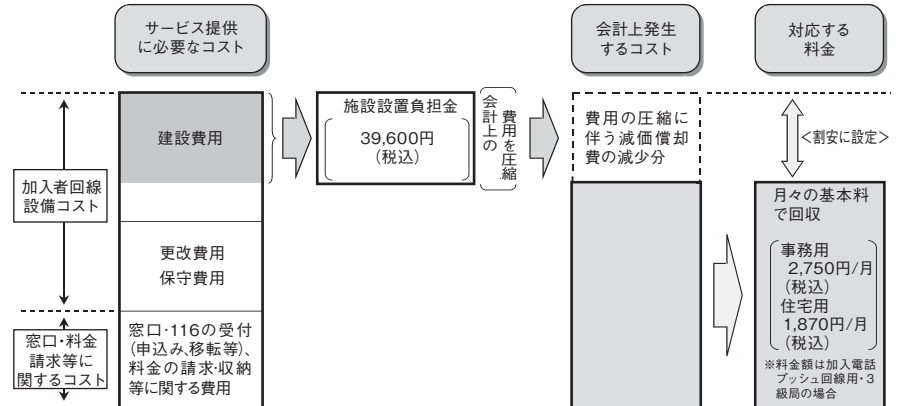


## 〈参考3〉施設設置負担金と基本料の関係について

(加入者回線設備コストの回収の仕組み)

施設設置負担金の受入額を加入者回線の建設費用から圧縮することにより減価償却費が軽減され、月々の基本料が割安に設定されています。

※ 2019年度以降の新規取得の施設設置負担金については、圧縮記帳を廃止

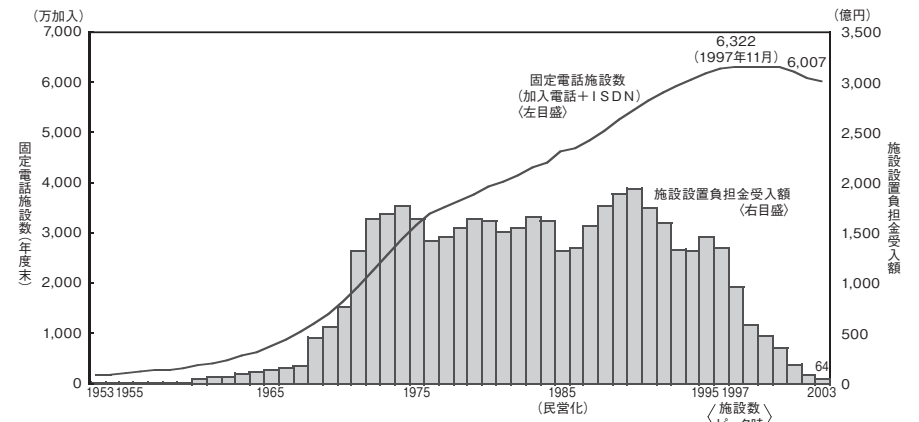


## 〈参考4〉固定電話施設数及び施設設置負担金受入額の推移

固定電話施設数は、1997年度まで増加基調にありましたが、1997年度をピークに、暫く横這い傾向であったものの、最近では減少に転じております。

施設設置負担金の受入額は、近年年々減少し、2003年度で64億円になっています。

(参考) 施設設置負担金受入額の累計: 約4兆7千億円(民営化以降: 約2兆2千億円)



※固定電話施設数のうちINSネット1500施設数はINSネット64ベースとし、10倍換算しています。

※施設数、施設設置負担金受入額はNTT西日本・NTT東日本の合計。



## 〈参考5〉ライトプランの基本料加算額の料金設定の考え方

- ・ライトプランの基本料加算額は、以下の費用をもとに設定。
  - ①施設設置負担金相当額の加入者回線設備にかかる法定耐用年数(平均14年)により算定される減価償却費
  - ②上記①の加入者回線設備にかかる金利相当額
  - ③ライトプラン提供に必要なシステム開発費
- ・新規契約時の初期負担の軽減を目的に、通常の加入電話やISDNとの選択制サービスとして提供。(参考)

### 1. ライトプランの料金額

(税抜)(単位:円)

	ライトプラン	(参考) 通常の加入電話・INSネット64
基本料加算額	(値下げ前) 640/月 ⇒(値下げ後) 250/月 <2005年3月> <small>施設設置負担金の値下げに連動させるとともに、利回り低下による金利相当額の減少やシステム開発費の抑制効果を織り込む。</small>	不 要
施設設置負担金	不 要*	(値下げ前) 72,000 ⇒(値下げ後) 36,000 <2005年3月>

\*工事費2,000円が必要(宅内工事(例:屋内配線工事)が必要な場合には、別途工事費が必要)

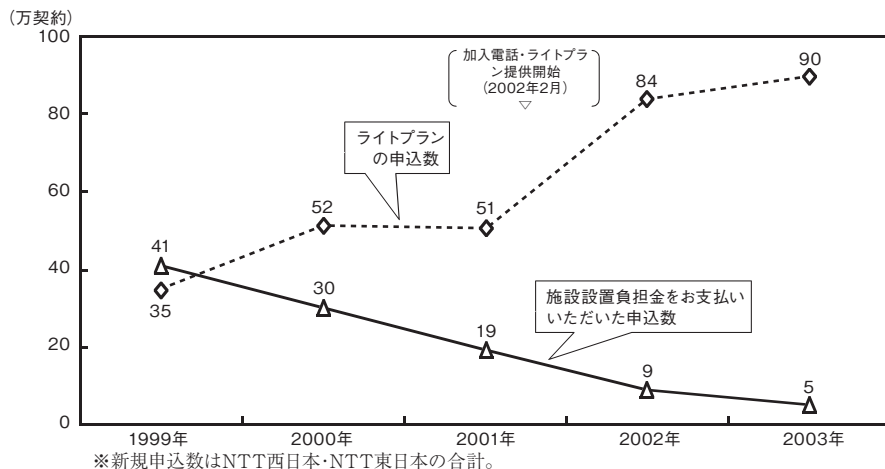
### 2. ライトプランの提供時期

INSネット64・ライト :1997年7月～  
加入電話・ライトプラン :2002年2月～

## 〈参考6〉過去5年間の固定電話の新規申込数の推移

(加入電話+INSネット64)

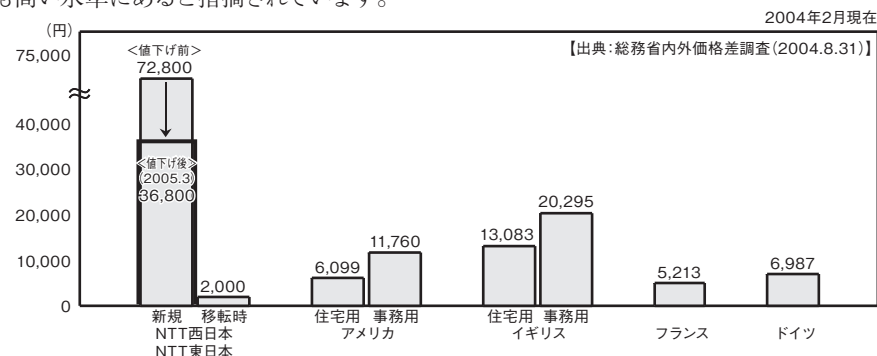
- ・施設設置負担金相当額を月々の基本料に加算してお支払いいただくライトプランの提供に伴い、新規契約のお客様の大半の方がライトプランを選択しています。(2003年度で約95%のお客様がライトプランを選択)



## 〈参考7〉欧米主要国との加入時一時金、移転時の費用の比較

(為替レート換算)

- ・電話加入時における一時金は、移転時における負担は低廉なものの、欧米主要国と比較しても高い水準にあると指摘されています。



(注1) 為替レートは、1ドル=110.89円、1ポンド=205.00円、1ユーロ=135.20円(2004年6月1日為替レート)。

(注2) 各国の料金は、アメリカはベライゾン・ニューヨーク、イギリスはBT、フランスはフランステレコム、ドイツはドイツテレコムの料金。

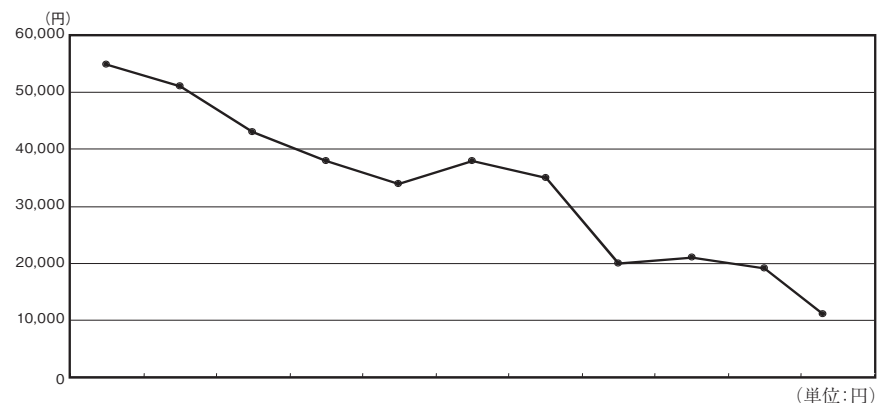
(注3) NTT西日本・NTT東日本の新規加入時の費用は、施設設置負担金と契約料の合計。移転時の費用は、局内工事のみ実施する場合。

(注4) NTT西日本・NTT東日本以外は新規と移転の場合の料金は同じ。

(注5) NTT西日本・NTT東日本、フランステレコム、ドイツテレコムは住宅用、事務用の料金は同じ。

## 〈参考8〉電話加入権取引市場における売買価格の推移

- ・全日本電話取引業協会の調べによると、電話加入権取引市場の売買価格は、年々低下してきており、2004年10月時点では1万円程度(取引業者間の仲値)となっています。



※電話取引業者間の仲値気配値(買値と売値の中間相場)[東京の場合]

※全日本電話取引業協会調べ

## 〈参考9〉総務省情報通信審議会答申の概要(施設設置負担金部分の抜粋)

### 1. 施設設置負担金の見直しについての考え方

以下のことに鑑みれば、「既に本来の意義を失い、新規加入の妨げとなり得る施設設置負担金については、NTT東日本及びNTT西日本が自らの料金戦略として、廃止も選択肢とした見直しを欲するのであれば、それは容認されるべきものと考え。」

#### (1) 施設設置負担金の現時点における意義

・契約者数が増えていた時代には、ネットワークの円滑な拡張のための資金調達の見直しから一定の意義があったが、近年固定電話の契約者数が減少傾向にあり、加入者回線設備の新規投資も減少していることから、前払いの形で投資資金を調達する意味が低下してきたと言えます。最近では、新規加入時にライトプランを選択するユーザが圧倒的に多いことから、加入者にとって大きな負担となっていると推測されます。

#### (2) 電話加入権の市場価格への影響について

●施設設置負担金の見直しを行った場合、電話加入権市場における取引価格等に影響を与えることが予想されるが、次の点から、それを理由に施設設置負担金の額の見直しが妨げられるものではないと考えられます。

- ・施設設置負担金を見直したとしても、電話加入権が消滅したり、既存加入者の加入電話契約に基づく権利を制限するものではない。
- ・質権法や税法等における電話加入権の取扱いは、市場の需給関係に応じて価格が設定されることを前提としており、これらの法律によって電話加入権の価格が保証されていると解することはできないと考えられる。
- ・施設設置負担金の額は電話加入権の価格ではなく、施設設置負担金の見直しにより、事実上電話加入権の市場価格が低下しても、その市場価格まで保証すべき義務は契約上存在しない。

●NTTドコモの携帯電話の新規加入料の廃止に関する裁判においても、「税法上の規定から直ちにその財産の私法上の性質を論じ得るものではない」とし、「携帯電話の利用権が一定の財産的価値を有する資産と社会的に認められていたというにすぎず、そのことをもって携帯電話の新規加入料を値下げしたり、廃止することが許されないとまでいうことは無理である」との判断が示されています。

#### (3) 既存の加入者との公平性について

・合理的な理由をもって施設設置負担金を見直しを行った結果、既存加入者と新規加入者との間で費用負担に差異が生じることは、電気通信事業法に規定する利用の公平に反する、あるいは、不当な差別的取扱いに当たるとは言えないと考えられます。

#### (4) 競争環境の変化について

・NTT東日本・NTT西日本以外の直取電話サービス等は、加入時に施設設置負担金を徴収する必要がないことから、NTT東日本・NTT西日本にとっては、競争対抗の観点から、できる限り早期に見直しを実施する必要性が高まっている。

### 2. 見直しに当たっての留意点

#### ○NTT東日本及びNTT西日本に対して

- ・施設設置負担金の見直しは、NTT東日本・NTT西日本の経営判断の問題。
- ・既存の電話加入者や電話加入権取引市場の動向、自社の財務への影響等に配慮しつつ、今後の競争環境へ対応するための自らの料金戦略として判断することが適当。
- ・社会的コンセンサスを得るために、事前に十分な情報開示に努めるとともに、その算定根拠についても、国民の理解を得られるような十分な説明責任を果たすことが求められる。
- ・見直しに当たっては、既存加入者や関連市場等に対し一定の配慮(例えば、十分な周知及び実施までの期間を取り、段階的に実施)を行うことが必要。
- ・周知を始めてから廃止するまでの期間は、例えば、電話担保金融における貸付期間は概ね8割が5年以下であること、携帯電話の新規加入料の廃止は5~6年かけて段階的値下げの末実施したこと等も参考になる。
- ・施設設置負担金の性格等を日頃から利用者に対して説明することが必要。特に、施設設置負担金に対する誤った認識が生じないよう、ユーザに対する制度の適切な説明、職員の適切な対応への措置等に早急に取り組むことが求められる。

#### ○関係法令の変更等(政府における措置)

- ・施設設置負担金を見直すこととなった場合、必要に応じ、質権法等、施設設置負担金・電話加入権の取扱いに関する規定が設けられている関連法令について、適切な見直しを行うことが求められる。
- ・非減価償却資産とされている電話加入権の税法上の取扱いについて、施設設置負担金を廃止することとなった場合には、政府は、過去の措置等も参考に、必要な措置を検討することが求められる。
- ・総務省は、NTT東日本・NTT西日本の施設設置負担金の見直しの動向を踏まえつつ、関連法令の改正等の必要な措置について、関係機関との調整を行うことが求められる。

## ユニバーサルサービス料について ※2021年12月1日公表の資料を一部修正

NTT西日本では、110番や119番等の緊急通報、公衆電話、山間部や離島を含む地域における固定電話通信等のユニバーサルサービスを、いつでも、どこでも、誰もが利用可能な料金でお客様にご利用いただけるように、通信網の維持・保守に取り組んでいます。このユニバーサルサービスを維持するために、2007年1月より各電話会社が「ユニバーサルサービス支援機関※1」を通じて費用を出し合う「ユニバーサルサービス基金制度」がスタートしました。

NTT西日本は従来から経営効率化に取り組み、人件費や経費の削減等、あらゆる費用を対象に大幅なコスト削減を実施しておりますが、ユニバーサルサービスを取り巻く環境は、

- ①携帯電話の普及拡大及び光IP電話やアプリケーションサービス等の他事業者が提供するサービスとの競争の進展
- ②従来、NTT西日本と接続事業者が応分に負担してきたコストの一部を、基本料コストに付け替えるという制度変更※2

等があり、ユニバーサルサービスの収支は2021年度で▲298億円の赤字となっております。

一方、ユニバーサルサービス基金制度により支援される額は、実際のサービス提供に要した費用を用いて算定するのではなく、長期増分費用モデル※3に基づく費用で算定しており、かつ、加入電話については、著しい高コストの地域※4に対象が限定されていること等から、実際の赤字の一部となっております。

今般、ユニバーサルサービス支援機関が定める各電話会社の1電話番号当たりの負担額（番号単価）は、2023年1月からも現行と同額の月額2円となりました。これにともないまして、引き続きお客様には1電話番号当たり月額2.2円（税込）の「ユニバーサルサービス料」をご負担いただきます。

NTT西日本は、基金制度の下で、今後もユニバーサルサービスの維持に努めてまいります。皆様のご理解とご協力のほど、よろしくお願い申し上げます。

※1 一般社団法人電気通信事業者協会が総務大臣より指定されています。

※2 2005年度から交換機コストの一部を段階的に基本料コストに付替えるものです（2009年度以降は全額付け替え）。なお、このコストのうち、線点RT（メタルケーブルに収容する電話などの通信を加入者交換機まで光ファイバーで伝送するための多重化装置）から加入者交換機間の伝送路のコストの一部については、2008年度より基本料コストから段階的に交換機コストに戻すこととされており（2011年度以降は全額付け替え）。

※3 通信網の費用を実際の費用発生額ではなく、現時点で利用可能な最も低廉で最も効率的な設備と技術で新たに構築した場合の費用額に基づいて計算する方式です。

※4 全国の加入数の4.9%の地域とされています。

### (1) 料金額

(1電話番号当たり月額)

	料金額(2023年7月1日現在)
ユニバーサルサービス料※1※2	2.2円[税込]

※1 ユニバーサルサービス料は、ユニバーサルサービス支援機関が定める番号単価と同額です。

※2 適用する電話番号は、加入電話サービス等の契約者回線に係る電話番号及び付加サービスに係る電話番号です。

### (2) その他

支援機関が定める番号単価については、一般社団法人電気通信事業者協会のホームページ(<https://www.tca.or.jp/universalservice/>)において公表されています。

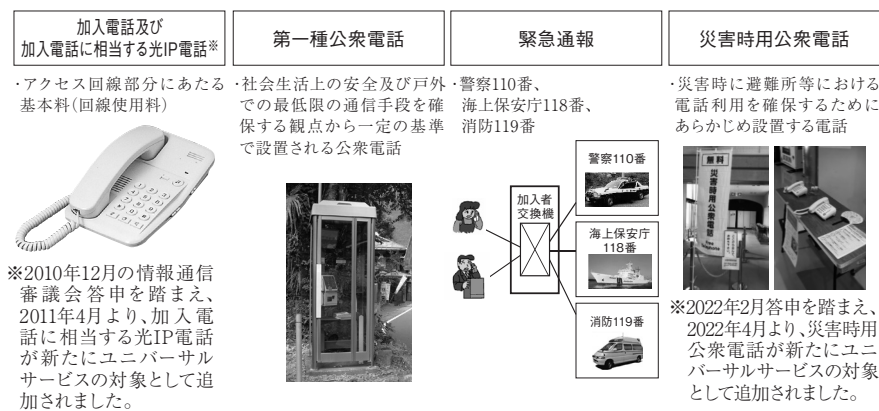
## ●ユニバーサルサービスとは

・NTT西日本・NTT東日本は、NTT法(注)においてユニバーサルサービスを提供する責務を果たしております。

(注)NTT法とは、「日本電信電話株式会社等に関する法律」をいい、NTT(持株)・NTT西日本・NTT東日本の目的・責務等を定める法律です。

- ユニバーサルサービスとは、電気通信事業法において、「国民生活に不可欠であり、あまねく日本全国における提供が確保されるべき」と定められているサービスです。
- NTT西日本・NTT東日本は、山間地や離島等の高コスト地域を含む日本全国において、ユニバーサルサービスを提供しています。

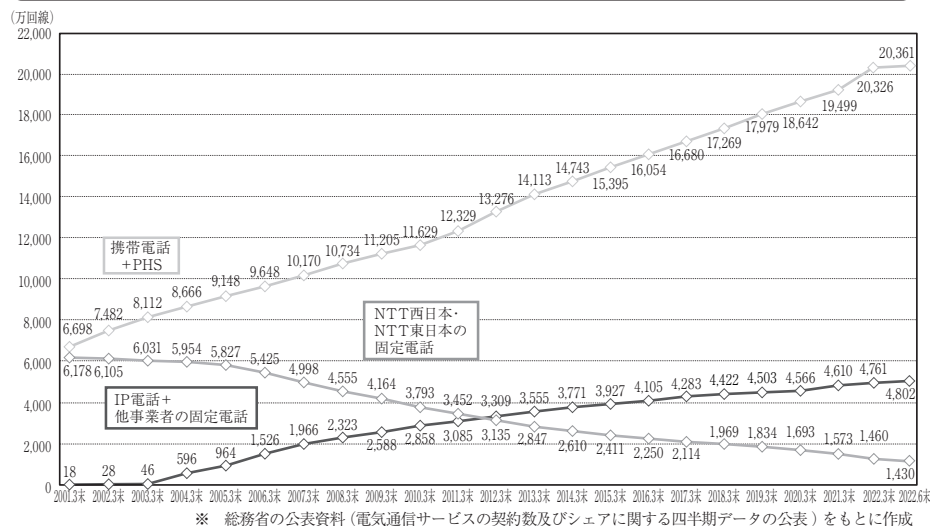
### ユニバーサルサービスの具体的な範囲





## ●固定電話回線数等の推移

・携帯電話の普及拡大および光IP電話やアプリケーションサービスなどの他事業者が提供するサービスとの競争の進展により、NTT西日本・NTT東日本の固定電話が減少しています。



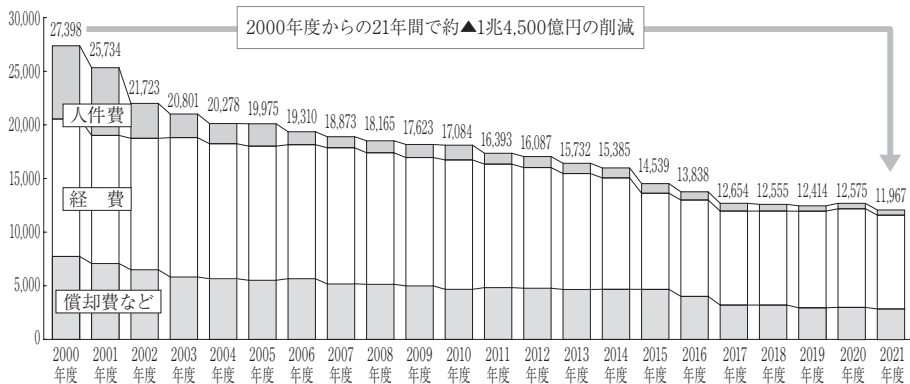
- (注) 1. 固定電話は、加入電話とISDNの合計  
 2. IP電話は、050番号と0AB～J番号(光IP電話含む)によるものの番号数の合計  
 3. 数値は、NTT西日本・NTT東日本エリアの合計

## ●2021年度に実施したNTT西日本の経営効率化

・2021年度についても一層の経営効率化に取り組み、大幅なコスト削減を実施しており、2000年度からの21年間で約▲1兆4,500億円の費用を削減しています。

### 営業費用の推移

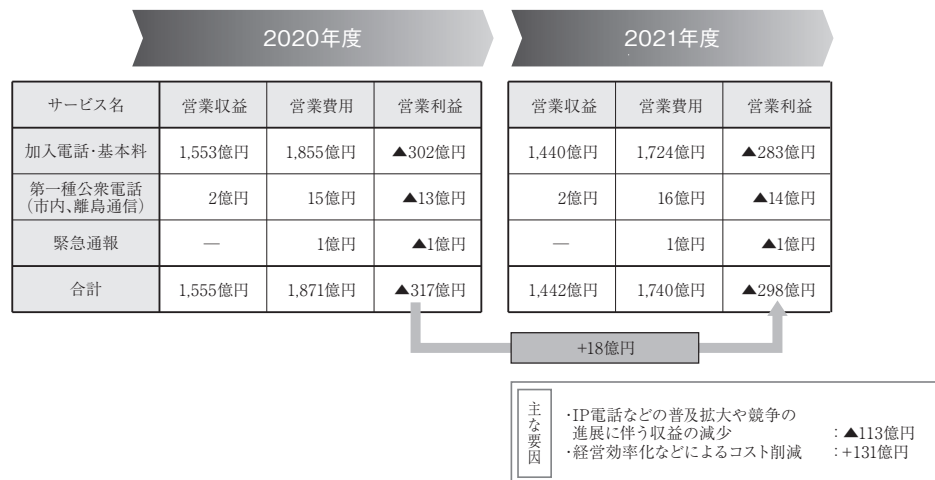
(単位: 億円)



## ●2021年度におけるNTT西日本のユニバーサルサービス収支の現状

・収益の減少による収支の悪化を補うための継続的なコスト削減に取り組んでおりますが、NTT西日本と接続事業者が応分に負担してきたNTSコスト※1の負担方法の変更などにより、2021年度におけるユニバーサルサービス収支は▲298億円の赤字となっております。

※1 NTSコスト(Non-Traffic Sensitive Cost)とは、交換機設備のうち、通信量の増減によって変化しない装置のコストを指します。



## ●NTT西日本へのユニバーサルサービス基金制度による支援額

・支援額は、実際のサービス提供に要した費用ではなく、長期増分費用モデル※1に基づく費用を用いて算定しており、かつ、加入電話については、著しい高コストの地域※2に対象が限定されていることなどから、ユニバーサルサービス収支の赤字の一部である、27億円が支援されることとなります。

※1 通信網の費用を実際の費用発生額ではなく、現時点で利用可能な最も低廉で最も効率的な設備と技術で新たに構築した場合の費用額に基づいて計算する方式です。

※2 全国の加入数の4.9%の地域とされています。

サービス名	2021年度の営業利益	基金による支援額
加入電話・基本料	▲283億円	9億円
第一種公衆電話など	▲15億円	18億円
合計	▲298億円	27億円

### 長期増分費用モデルに基づき算定

○支援額の算定は、実際にかかったコストではなく、長期増分費用モデルを用いることにより、現時点で利用可能な最も低廉で最も効率的な設備と技術で新たに構築した場合のコストとなっています。

### 支援対象の地域と費用の絞り込み

○加入電話(基本料・緊急通報)の支援対象は、著しい高コストの地域に限られており、さらに加入電話・基本料の支援される費用の範囲は、著しい高コストの水増※3を上回る部分に限られています。

※3 平均コストに標準偏差の2倍を加えた額とされています。

支援を受けても残りの赤字(▲272億円)はNTT西日本自身が負担

(注)記載の数値は億円未満を四捨五入した数値となっており、表記上の合計値と合わない場合があります。

## ●ユニバーサルサービス料とユニバーサルサービスコストの負担について

・ユニバーサルサービスの維持に必要な費用を賄うための各電話会社の1電話番号当たり負担額(番号単価)は、2023年1月からも現行と同額の月額2円となりました。これにともないまして、引き続きお客様には1電話番号当たり月額2.2円(税込)の「ユニバーサルサービス料」をご負担いただきます。

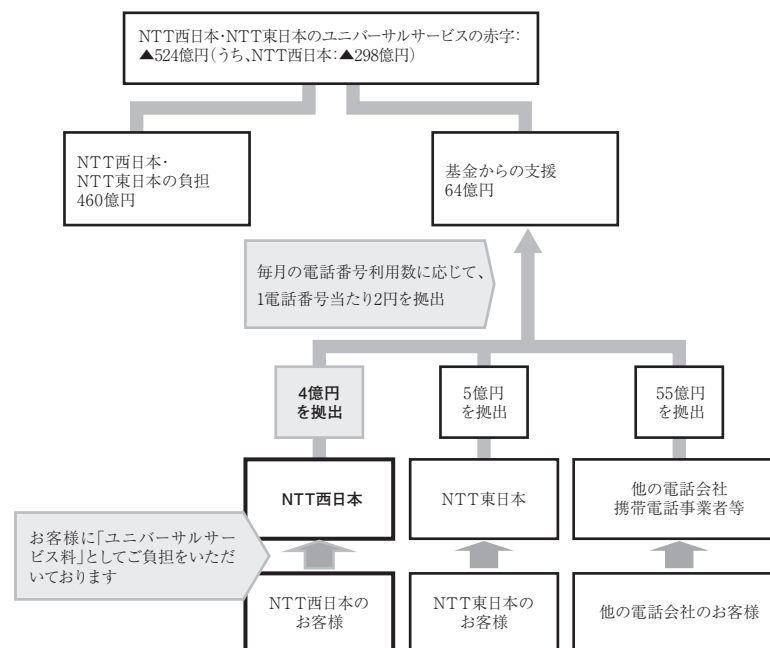
### ■ユニバーサルサービス料

料金額 (1電話番号当たり月額)	2.2円[税込]
---------------------	----------

(注)1. ユニバーサルサービス料は、ユニバーサルサービス支援機関が定める番号単価と同額です。

2. 適用する電話番号は、加入電話サービス等の契約者回線に係る電話番号及び付加サービスに係る電話番号です。

### ■ユニバーサルサービスコストの負担について



(注) 事業者別の拠出額は、2022年6月末の電話番号利用数に基づく試算値です。

# 基本料の推移(加入電話)

(単位:円)

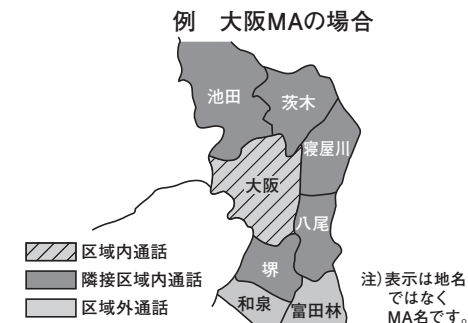
契約数	1953年8月改定		1962年9月改定		1969年10月改定		1976年11月改定		1977年4月改定		1985年4月改定*1		1990年12月改定		1995年2月改定		1995年10月改定		2005年1月改定*3*4																		
	事務用	住宅用	事務用	住宅用	事務用	住宅用	事務用	住宅用	事務用	住宅用	事務用	住宅用	事務用	住宅用	事務用	住宅用	事務用	住宅用	事務用	住宅用																	
3,000,000以上	—	—	1,300	910	1,300	900	1,950	1,350	2,600	1,800	2,350	1,550	2,350	1,550	2,600	1,750	2,600	1,750	2,500	1,700																	
2,000,000以上			1,200	840																	180	180	180	180	180	180	180	180	180	180	180	180	180	180	180	180	
1,000,000以上			1,100	770																	70	70	60	60	60	60	60	60	60	60	60	60	60	60	60	60	60
400,000以上			1,000	700																	70	70	60	60	60	60	60	60	60	60	60	60	60	60	60	60	60
250,000以上	1,000	700	900	630	1,150	800	1,720	1,200	2,300	1,600	2,050	1,350	2,050	1,350	2,350	1,600	2,450	1,600	2,350	1,550																	
150,000以上	900	630																			180	180	180	180	180	180	180	180	180	180	180	180	180	180	180	180	
50,000以上	800	560																			70	70	60	60	60	60	60	60	60	60	60	60	60	60	60	60	60
8,000以上	700	490	700	490	1,000	700	1,500	1,050	2,000	1,400	1,750	1,150	1,750	1,150																							
2,000以上	600	420	600	420	850	600	1,270	900	1,700	1,200	1,450	950	1,450	950	2,100	1,450	2,300	1,450	2,300	1,450																	
800以上	500	350	500	350																	70	70	60	60	60	60	60	60	60	60	60	60	60	60	60		
400以上	—	—	440	310	700	500	1,050	750	1,400	1,000	1,150	750	1,150	750																							
200以上			380	270											180	180	180	180	180	180	180	180	180	180	180												
100以上			340	240											70	70	60	60	60	60	60	60	60	60	60												
25以上			300	210																																	
25未満			260	180																																	
(参考) 級局区分数	6区分		14区分		5区分		5区分		5区分		5区分		5区分		3区分		3区分		3区分 (プッシュ回線用料 金については2区分)																		

\*1 基本料は1985年4月から、回線使用料(上段)、機器使用料(中段)、及び配線使用料(下段)に分けられました。  
 \*2 1995年2月改正前の旧2級局(契約数800以上、8,000未満)及び旧1級局(契約数800未満)については、料金を据え置きました。  
 \*3 2005年1月改定以降の料金については、ダイヤル回線用の料金。  
 \*4 級局については、2005年1月1日に固定(契約数の増減による級局変更はしない)としました。  
 ※金額は税抜(1989年4月1日以降)

## 通話料

通話料は、区域内通話料、隣接区域内通話料及び区域外通話料の3つに区分されます。

- ① 区域内通話料：単位料金区域(MA)内の通話に適用される通話料です。単位料金区域とは、社会的経済的諸条件、地勢及び行政区画等からみて通話の交流上おおむね一体とみられる地域からなるものであり、現在、全国を561の区域(西日本エリア内で310の区域)に分けて設定しています。
- ② 隣接区域内通話料：隣接する単位料金区域相互間の通話に適用される通話料です。社会的つながり等を考慮して、距離に関係なく一律の料金としています。
- ③ 区域外通話料：①・②以外の通話に適用される通話料です。単位料金区域相互間の距離が大きくなるほど料金が高くなるような料金体系となっています。



区分 時間帯 距離段階	ダイヤル通話の課金秒数 【11円(税込) [区域内については9.35円(税込)] でかけられる秒数】			公衆電話の課金秒数【税込10円でかけられる秒数】		
	昼間	夜間	深夜・早朝	昼間	夜間	深夜・早朝
	午前8時～午後7時	午後7時～午後11時 (土曜・日曜・祝日の昼間を含む)	午後11時～午前8時	午前8時～午後7時	午後7時～午後11時 (土曜・日曜・祝日の昼間を含む)	午後11時～午前8時
区域内	3分 <9.35円>(税込)		4分 <9.35円>(税込)	56.0秒 <40円>		76.0秒 <30円>
隣接～20kmまで	90秒 <22円>(税込)		2分 <22円>(税込)	39.5秒 <50円>		52.0秒 <40円>
20kmを超え30kmまで	60秒 <33円>(税込)	75秒 <33円>(税込)	90秒 <22円>(税込)	26.0秒 <70円>		35.5秒 <60円>
30kmを超え40kmまで				21.5秒 <90円>		26.5秒 <70円>
40kmを超え60kmまで				16.0秒 <120円>		20.0秒 <90円>
60kmを超え80kmまで	11.5秒 <160円>	15.5秒 <120円>		17.0秒 <110円>		
80kmを超え100kmまで	10.0秒 <180円>	15.5秒 <120円>		17.0秒 <110円>		
100kmを超え120kmまで	45秒 <44円>(税込)	60秒 <33円>(税込)		8.0秒 <230円>	14.0秒 <130円>	15.5秒 <120円>
120kmを超え160kmまで			8.0秒 <230円>	12.0秒 <150円>	13.5秒 <140円>	
160kmを超え240kmまで						
240kmを超え320kmまで						
320km超え						

- \* < >内の数字は、3分間通話した場合の料金です。
- \* 公衆電話の課金秒数は、硬貨またはテレホンカードでご利用になる場合のものです。

(参考) 夜間割引及び深夜・早朝割引の時間

0時                      8                                      19                                      23 24



は夜間割引

は深夜・早朝割引



# ダイヤル通話料の推移

	距離区分		区域内	隣接区域内	区域外通話											遠近格差	距離段階	改定の概要	概要				
					～20km	～30km	～40km	～60km	～80km	～100km	～120km	～160km	～240km	～320km	～500km					～750km	750km超		
県内・県間通話	1972年11月	ダイヤル通話	昼間	(区域内通話) 180秒 7円	(隣接区域内通話) 80秒	80秒	38秒	30秒	21秒	15秒	13秒	10秒	8秒	6.5秒	5秒	4秒	3秒	2.5秒	1:72	15	・広域時分制の採用	広域時分制の採用 〔市内通話と市外通話の区分廃止＝市内通話の定額制廃止〕 ・最低通話料金(7円180秒)でかけられる範囲を単位料金区域まで拡大 隣接MA間通話料値下げ(7円60秒→7円80秒)	
			夜間							21	21	18	15	12	9	7	5	4	1:45				
	1976年11月	ダイヤル通話	昼間	180秒 10円	80	80	38	30	21	15	13	10	8	6.5	5	4	3	2.5	1:72	15	・単位料金の改定	単位料金改定(7円180秒→10円180秒へ)(43%値上げ)	
			夜間							21	21	18	15	12	9	7	5	4	1:45				
	1980年11月	ダイヤル通話	昼間	180秒 10円	80	80	38	30	21	15	13	10	8	6.5	5	4	3	2.5	1:72	15	・夜間割引制度の拡大 ・深夜割引制度の新設	夜間割引(昼間料金の4割引)の時間帯 午後8時～午前7時を午後7時～午前8時へ拡大  320kmを超える区域への通話料につき、午後9時～午前6時の間は昼間料金の約6割引とする深夜割引制度を新設	
			夜間							21	21	18	15	12	9	7	5	4	1:45				
			深夜													8.5	7.5	6.5	1:28				
	1981年8月	ダイヤル通話	平日	昼間	180秒 10円	80	80	38	30	21	15	13	10	8	6.5	5	4	3.5	3	1:60	15	・500kmを超える遠距離通話料金の値下げ ・日曜・祝日割引制度の新設	500kmを超える区間への通話料昼間3分間600円から520円に値下げ 750kmを超える区間への通話料昼間3分間720円から600円に値下げ (遠近格差1:72から1:60)  日曜・祝日の60kmを超える区間への通話料(昼間)を夜間割引と同額とする日曜・祝日割引制度の新設
				夜間							21	21	18	15	12	9	7	6	5	1:36			
			深夜	21							21	18	15	12	9	8.5	8	7.5	1:24				
			日曜・祝日													7	6	5	1:36				
	1983年7月	ダイヤル通話	平日	昼間	180秒 10円	80	80	38	30	21	15	13	10	8	6.5	5	4.5		1:40	13	・遠距離通話料金の値下げ	320kmを超える遠距離通話の距離区分3段階を1つに統合、従来昼間3分間450円～600円を一律400円に値下げ (遠近格差1:40)	
夜間				21							21	18	15	12	9	7.5		1:24					
深夜			21	21							18	15	12	9	8.5		1:22						
日曜・祝日															7.5	1:24							
1984年7月	ダイヤル通話	平日	昼間	180秒 10円	80	80	38	30	21	15.5	13.5	10.5		7		4.5		1:40	11	・中距離通話料金の値下げ	60kmを超え320kmまでの中距離ダイヤル通話料金の値下げ (例)東京～名古屋 昼間3分360円が260円 夜間3分200円が150円  距離段階の統合 100km～120kmを100km～160kmに統合 160km～240kmを160km～320kmに統合		
			夜間							21	21	18.5		12.5		7.5		1:24					
		深夜	21							21	18.5	12.5	8.5		1:22								
		日曜・祝日											7.5	1:24									
			昼間	180秒 10円	80	80	38	30	21	21	21	18.5	12.5	8.5		1:22							
			夜間											8.5		1:22							

	距離区分	区域内	隣接区域内	区域外通話											遠近格差	距離段階	改定の概要	概要										
				～20km	～30km	～40km	～60km	～80km	～100km	～120km	～160km	～240km	～320km	～500km					～750km	750km超								
県内・県間通話	1986年7月	ダイヤル通話	平日	昼間	180秒 10円	80秒	80秒	38秒	30秒	21秒	15.5秒	13.5秒	10.5秒	7秒	4.5秒	1:40	11	・土曜日割引制度の新設	土曜の60kmを超える区間への通話料(昼間)を日曜・祝日と同様とする割引制度を新設									
			平日	夜間							21	21	18.5	12.5	7.5	1:24												
			平日	深夜											8.5	1:22												
		土曜・日曜・祝日	昼間	180秒 10円	80	80	38	30	21	21	21	18.5	12.5	7.5	1:24													
		土曜・日曜・祝日	夜間																									
		土曜・日曜・祝日	深夜																									
	1988年2月	ダイヤル通話	平日	昼間	180秒 10円	80	80	38	30	21	15.5	13.5	10.5	7	5	1:36	11	・遠距離通話料金の値下げ ・離島通話料金の値下げ	320kmを超えるダイヤル通話(移動体との通話を除く)の料金について、昼間・夜間(土曜・日曜・祝日の昼間を含む)、深夜とも約1割値下げ(遠距離格差1:36)  離島等通話料金の改善のため、離島と通話需要等の面で最も緊密な関係を有する近隣MA1カ所とのダイヤル通話料金を80秒までごとに10円(隣接通話料金と同水準)とする 沖縄県については、特例として九州本土最南端のMAに位置するものとみなして、全国との料金距離を算定 また、沖縄県内のMA相互間の通話は80秒までごとに10円とする									
			平日	夜間							21	21	18.5	12.5	8.5	1:22												
			平日	深夜											9	1:20												
		土曜・日曜・祝日	昼間	180秒 10円	80	80	38	30	21	21	21	18.5	12.5	8.5	1:22													
		土曜・日曜・祝日	夜間																									
		土曜・日曜・祝日	深夜																				9	1:20				
	1989年2月	ダイヤル通話	平日	昼間	180秒 10円	90	90	38	30	21	15.5	13.5	10.5	7	5.5	1:33	11	・遠距離通話料金の値下げ ・近距離通話料金の値下げ ・離島通話料金の値下げ	320kmを超えるダイヤル通話料金について昼間・夜間(土曜・日曜・祝日を含む)、深夜とも約1割の値下げ ・昼間(午前8時～午後7時)5秒(3分360円)→5.5秒(3分330円) ・夜間(午後7時～午後9時)(午前6時～午前8時)  8.5秒(3分220円)→9.5秒(3分190円) ・深夜(午後9時～午前6時)9秒(3分200円)→10秒(3分180円) 隣接～20kmの通話料金について約1割の値下げ 80秒(3分30円)→90秒(3分20円)  同一都道府県内にある離島間の通話を90秒までごとに10円に値下げ									
			平日	夜間							21	21	18.5	12.5	9.5	1:19												
			平日	深夜											10	1:18												
		土曜・日曜・祝日	昼間	180秒 10円	90	90	38	30	21	21	21	18.5	12.5	9.5	1:19													
		土曜・日曜・祝日	夜間																									
		土曜・日曜・祝日	深夜																				10	1:18				
	1990年3月	ダイヤル通話	平日	昼間	180秒 10円	90	90	38	30	21	15.5	13.5	10.5	7	6.5	1:28	11	・遠距離通話料金の値下げ ・全距離段階に深夜割引を拡大(午後11時～午前6時)	320kmを超える通話料金について約15%の値下げ ・昼間(3分間):330円→280円(遠距離格差1:28) ・夜間(3分間):190円→180円・深夜(3分間):180円→150円  深夜割引の拡大 新たに市内及び60km以下の近距離区間について深夜25%の割引を行うなど、深夜割引を全距離段階に拡大。例えば区域内通話の場合、3分間10円から4分間10円とする。なお、深夜割引の対象時間帯は、すべての距離段階とも、午後11時～午前6時とする 公共電話からの通話についても一般の通話料金と同様に、遠距離通話料金の値下げ及び深夜割引の拡大をするとともに、移動体通話(自動車電話、船舶通話、列車公共通話及び航空機公共通話)についても深夜割引の拡大を行う									
			平日	夜間							21	21	18.5	12.5	10.5	1:18												
			平日	深夜							240秒	120	120	50	40	28				22.5	22.5	20	13	1:15				
		土曜・日曜・祝日	昼間	180秒 10円	90	90	38	30	21	21	21	18.5	12.5	10.5	1:18													
		土曜・日曜・祝日	夜間																									
		土曜・日曜・祝日	深夜													240秒				120	120	50	40	28	22.5	22.5	20	13
1991年3月	ダイヤル通話	平日	昼間	180秒 10円	90	90	45	30	21	15.5	13.5	10.5		7.5	1:24	10	・中距離通話料金の値下げ ・近距離通話料金の値下げ ・深夜割引時間帯の拡大(深夜・早朝割引へ名称変更)(午後11時～午前8時)	「320km超え」及び「160kmを超え320kmまで」の距離段階のダイヤル通話料金を値下げ、160kmを超える区域を一律料金  「20kmを超え30kmまで」のダイヤル通話料金の値下げ ・昼間・夜間(3分間):50円→40円(約16%値下げ) ・深夜(3分間):40円→深夜・早朝30円(約17%値下げ)  深夜割引時間帯を午前6時から午前8時までとし、名称を深夜・早朝割引とする										
		平日	夜間							21	21	18.5		13	1:14													
		平日	深夜早朝							240秒	120	120	60	40	28				22.5	22.5	20	14	1:13					
	土曜・日曜・祝日	昼間	180秒 10円	90	90	45	30	21	21	21	18.5		13	1:14														
	土曜・日曜・祝日	夜間																										
	土曜・日曜・祝日	深夜早朝													240秒				120	120	60	40	28	22.5	22.5	20	14	1:13

※金額は税抜(1989年4月1日以降)

	距離区分	区域内	隣接 区域内	区 域 外 通 話										遠近 格差	距離 段階	改定の概要	概 要					
				～20km	～30km	～40km	～60km	～80km	～100km	～120km	～160km	～240km	～320km					～500km	～750km	750km超		
県 内 ・ 県 間 通 話	1992年 6月	ダイヤル通話	平日	昼間	180秒 10円	90秒	90秒	45秒	30秒	21秒	15.5秒	13.5秒	10.5秒		9秒	1:20	・遠距離通話料金の値下げ	「160kmを超える」距離段階のダイヤル通話料金を値下げ(約17%値下げ)(公衆電話料金は除く)				
				夜間												21			21	18.5		15.5
			深夜 早朝	240秒	120	120	60	40	28	22.5	22.5	20							17	1:11		
				土曜・日曜・ 祝日	昼間	180秒 10円	90	90	45	30	21	21	21	18.5					15.5	1:12		
			夜間																		17	1:11
			1993年 10月	ダイヤル通話	平日	昼間	180秒 10円	90	90	45	36		22.5		13				10	1:18	・市外通話料金の値下げ ・距離区分の統合	「30kmを超える」距離段階のダイヤル通話料金を値下げ、深夜割引の拡大(平均21.4%の値下げ) ・「30kmを超え40kmまで」と「40kmを超え60kmまで」→「30kmを超え60kmまで」 ・「60kmを超え80kmまで」と「80kmを超え100kmまで」→「60kmを超え100kmまで」
	夜間							60		45		30		18	1:10							
	深夜 早朝	240秒			120	120	60	60		45		30		22.5	1:8							
		土曜・日曜・ 祝日			昼間	180秒 10円	90	90	45	36		30		22.5		18	1:10					
	夜間																		18	1:10		
	深夜 早朝	240秒			120	120	60	60		45		30		22.5	1:8							
	1996年 3月	ダイヤル通話	平日	昼間	180秒 10円	90	90	45	36		22.5		13		13	1:14	・遠距離通話料金の値下げ	平日昼間の「160kmを超える」距離段階のダイヤル通話料金を値下げ(約23%値下げ)				
				夜間				60		45		30		18	1:10							
			深夜 早朝	240秒	120	120	60	60		45		30		22.5	1:8							
				土曜・日曜・ 祝日	昼間	180秒 10円	90	90	45	36		30		22.5		18			1:10			
			夜間																		18	1:10
			深夜 早朝	240秒	120	120	60	60		45		30		22.5	1:8							
	1997年 2月	ダイヤル通話	平日	昼間	180秒 10円	90	90	45	36		22.5		16.5		16.5	1:11	・遠距離通話料金の値下げ	平日昼間の「100kmを超える」距離段階のダイヤル通話料金を値下げ(約21%値下げ)				
				夜間				60		45		30		18	1:10							
			深夜 早朝	240秒	120	120	60	60		45		30		22.5	1:8							
土曜・日曜・ 祝日				昼間	180秒 10円	90	90	45	36		30		22.5		18	1:10						
			夜間																	18	1:10	
深夜 早朝			240秒	120	120	60	60		45		30		22.5	1:8								
1998年 2月	ダイヤル通話	平日	昼間	180秒 10円	90	90	45	36		22.5		20		1:9	・遠距離通話料金の値下げ ・距離区分の統合	距離区分の統合(～160km区分の廃止)及び平均約16%の値下げ						
			夜間				60		45		30		1:8									
		深夜 早朝	240秒	120	120	60	60		45		30		1:6									
			土曜・日曜・ 祝日	昼間	180秒 10円	90	90	45	36		30		22.5				1:8					
		夜間																		22.5	1:8	
		深夜 早朝	240秒	120	120	60	60		45		30		1:6									

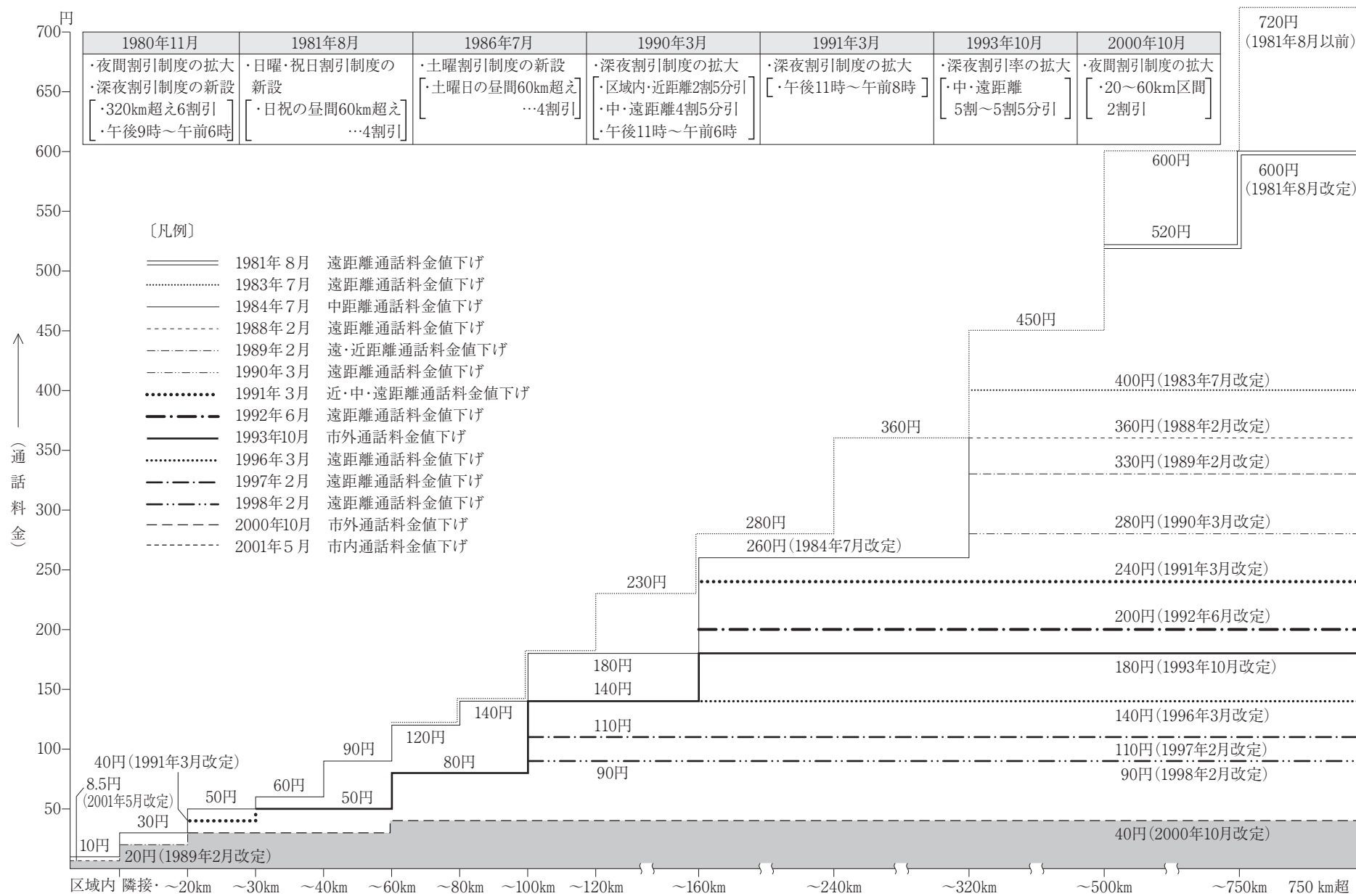
※金額は税抜

	距離区分	区域内	隣接 区域内	区 域 外 通 話											遠近 格差	距離 段階	改定の概要	概 要	
				～20km	～30km	～40km	～60km	～80km	～100km	～120km	～160km	～240km	～320km	～500km					～750km
県内通話(再編成後)	2000年 10月	ダイヤル通話	平日	昼間	180秒 10円	90秒	90秒	60秒		45秒						1:4	5	・市外通話料金の 値下げ  ・距離区分の統合	距離区分の統合(～30km・～100km区分の廃止)及び夜間 割引の拡大(平均約40%の値下げ)
				夜間				75		60						1:3			
			土曜・日曜・ 祝日	深夜 早朝	240秒	120	120	90		90						1:2			
				昼間	180秒 10円	90	90	75		60						1:3			
			深夜 早朝	240秒	120	120	90		90						1:2				
				240秒	120	120	90		90						1:2				
	2001年 5月	ダイヤル通話	平日	昼間	180秒 8.5円	90秒 10円	90	60		45						1:4.7	5	・市内通話料金の 値下げ	区内通話の単位料金の値下げ(10円→8.5円)
				夜間				75		60						1:3.5			
			土曜・日曜・ 祝日	深夜 早朝	240秒 8.5円	120秒 10円	120	90		90						1:2.4			
				昼間	180秒 8.5円	90秒 10円	90	75		60						1:3.5			
深夜 早朝	240秒 8.5円	120秒 10円	120	90		90						1:2.4							
	240秒 8.5円	120秒 10円	120	90		90						1:2.4							

※金額は税抜



# (参考) 平日昼間3分間通話した場合の通話料の推移

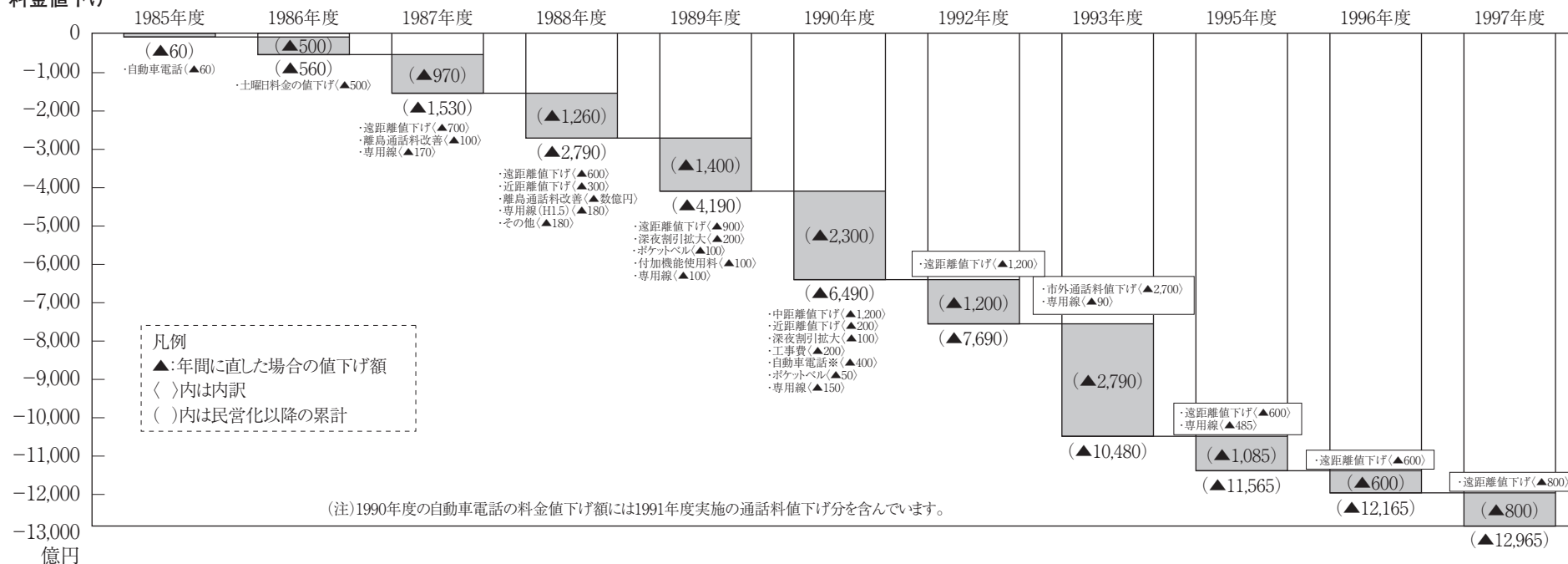


## 再編成後の料金改定

2000年度	2001年度	2004年度	2006年度	2021年度
・市外通話料値下げ ・専用線料金値下げ ・ダイヤルイン値下げ	・市内通話料値下げ	・基本料値下げ ・プッシュ回線使用料廃止 ・ライト加算額値下げ	・固定電話(0039通話) およびひかり電話から携帯 電話への通話料値下げ	・固定電話および ひかり電話から携帯電話へ の通話料値下げ

## (参考) 民営化後から再編成前までの料金改定

料金値下げ



料金値上げ

実施時期	料金改定の内容	値上げ額(億円)	備考
1990年度	・番号案内の費用負担の適正化	200	—
1993年度	・公衆電話料金の値上げ	700	1993年10月、1994年4月の2段階で実施
1994年度	・基本料の値上げ ・番号案内料の値上げ	1,900 100	1995年2月、1995年10月の2段階で実施 〃
1996年度	・専用線(高速デジタル)の値上げ ・公衆電話発信のクレジット通話・フリーダイヤル通話への公衆電話料金適用 ・専用線(一般専用<50bit/s>)の値上げ	65 70 110	1996年4月、1997年4月、1998年4月の3段階で実施 — 1996年12月、1997年12月、1998年12月の3段階で実施
1998年度	・番号案内料の改訂	150	1998年5月、1999年5月の2段階で実施
合計		3,295	—

民営化後から再編成までの料金改定の総額

値下げ総額	▲12,965億円
値上げ総額	3,295億円
料金改定総額	▲9,670億円

## プライスカップ制

プライスカップ制(上限価格方式)とは、NTT西日本・NTT東日本の提供する特定電気通信役務について、料金水準の上限として「基準料金指数」を定め、「実際の料金の指数」をそれ以下に規制することにより、料金値下げを促進(あるいは値上げを抑制)させる料金規制方式です。

2000年10月1日のプライスカップ制適用開始に伴い、個別の料金変更は、基準料金指数以下であれば、従来の認可制ではなく、届出により可能となりました。

### [基準料金指数を定める区分(バスケット)]

区分(バスケット)	具体的な料金
音声伝送役務 (加入電話、ISDN)	通話料、通信料 公衆電話料、番号案内料、 基本料、施設設置負担金 等

## [基準料金指数]

基準料金指数とは、総務大臣が前述のバスケットごとにその料金水準を生産性向上見込率や物価変動を考慮して指数として定めたものであり、NTT西日本・NTT東日本は、料金値下げ(あるいは値上げを抑制)によって実際の料金の指数をこの基準料金指数以下にする必要があります。

### 当期の基準料金指数＝

$$\text{前期の基準料金指数} \times [1 + \text{前年度の消費者物価指数(CPI)変動率} - \text{生産性向上見込率(いわゆるX値)}]$$

(注)・適用期間は、毎年10月1日から1年間

・生産性向上見込率 [2000年10月から3年間] 音声伝送役務:1.9、加入者回線サブバスケット:CPI  
[2003年10月から3年間] 音声伝送役務:CPI、加入者回線サブバスケット:CPI  
[2006年10月から3年間] 音声伝送役務:CPI、加入者回線サブバスケット:CPI  
[2009年10月から3年間] 音声伝送役務:CPI、加入者回線サブバスケット:CPI  
[2012年10月から3年間] 音声伝送役務:CPI、加入者回線サブバスケット:CPI  
[2015年10月から3年間] 音声伝送役務:0.4、加入者回線サブバスケット:0.4  
[2018年10月から3年間] 音声伝送役務:0.2、加入者回線サブバスケット:0.2  
[2021年10月から3年間] 音声伝送役務:0.1、加入者回線サブバスケット:0.1

### ○基準料金指数

区分(バスケット)	2000年 10月1日～ 2001年 9月30日	2001年 10月1日～ 2002年 9月30日	2002年 10月1日～ 2003年 9月30日	2003年 10月1日～ 2004年 9月30日	2004年 10月1日～ 2005年 9月30日	2005年 10月1日～ 2006年 9月30日	2006年 10月1日～ 2007年 9月30日	2007年 10月1日～ 2008年 9月30日	2008年 10月1日～ 2009年 9月30日
音声伝送役務 (加入電話、ISDN)	97.8	95.5	92.7	92.7	92.7	92.7	92.7	92.7	92.7
加入者回線 サブバスケット	100	100	100	100	100	100	100	100	100
区分(バスケット)	2009年 10月1日～ 2010年 9月30日	2010年 10月1日～ 2011年 9月30日	2011年 10月1日～ 2012年 9月30日	2012年 10月1日～ 2013年 9月30日	2013年 10月1日～ 2014年 9月30日	2014年 10月1日～ 2015年 9月30日	2015年 10月1日～ 2016年 9月30日	2016年 10月1日～ 2017年 9月30日	2017年 10月1日～ 2018年 9月30日
音声伝送役務 (加入電話、ISDN)	92.7	92.7	92.7	92.7	92.7	92.7	94.8	94.6	94.1
加入者回線 サブバスケット	100	100	100	100	100	100	102.3	102.1	101.6
区分(バスケット)	2018年 10月1日～ 2019年 9月30日	2019年 10月1日～ 2020年 9月30日	2020年 10月1日～ 2021年 9月30日	2021年 10月1日～ 2022年 9月30日	2022年 10月1日～ 2023年 9月30日	2023年 10月1日～ 2024年 9月30日			
音声伝送役務 (加入電話、ISDN)	94.4	94.9	95.2	95.1	95.1	98.0			
加入者回線 サブバスケット	101.9	102.4	102.7	102.6	102.6	—			

※料金の基準時点(2000年4月1日)を100としている。

※サブバスケットについては基本料、施設設置負担金等が含まれており2023年10月の見直しでプライスカップ制度の対象から外れた。

# MA (単位料金区域)

MA (Message Area: 単位料金区域) とは、市内通話料金 (昼間3分9.35円 (税込)) で通話できる区域のことです。また、MAによって月々お支払いいただく基本料の額が異なります。

MAは、社会的経済的諸条件、地勢及び行政区画等からみて通話の交流上おおむね一体とみられる地域からなるものであり、1962年9月に設定されました。現在、西日本エリアで310のMA (全国では561MA) があります。

## MA (単位料金区域) 名

富山県	石川県	福井県	岐阜県	静岡県	愛知県
魚津 高岡 富山 福野	加賀 金沢 小松 七尾 能登 羽咋 輪島	大野 小浜 武生 敦賀 福井	揖斐川 恵那 大垣 神岡 岐阜 郡上八幡 下呂 荘川 関 高富 高山 多治見 中津川 美濃加茂 美濃白川	伊東 磐田 掛川 御殿場 静岡 島田 下田 修善寺大仁 天竜 沼津 榛原 浜松 富士宮	一宮 岡崎 尾張横須賀 春日井 刈谷 設楽 新城市 瀬戸 田原 津島 豊橋 名古屋 西尾 半田

兵庫県	鳥取県	岡山県	島根県	広島県	山口県
相生 加古川 神戸 三田 洲本 竜野 丹波柏原 津名 西宮 西脇 浜坂 播磨山崎 姫路 福崎 三木 八鹿	倉吉 郡家 鳥取 根雨 米子	井原 山赤磐 邑久 笠岡 鴨方 久世 倉敷 高梁 玉野 津山 新見 備前 加茂川 美作	海士 出雲 石見大田 掛合 川本 木次 江津 西郷 津和野 浜田 益田 松江 安来	安芸吉田 因島 尾道 加計 本江 呉 甲山 庄原 竹原 千代田 東城 廿日市 東広島 広島 福山 府中 三次	岩国 宇部 久賀 下松 関 田万川 徳山 長門 萩 防府 美祿 柳井 山口

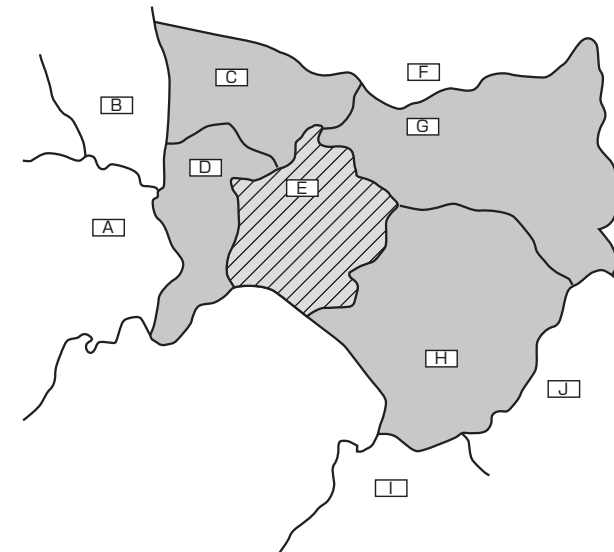
長崎県	大分県	熊本県	宮崎県	鹿児島県	沖縄県
諫早 諫原 大瀬戸 郷ノ浦 佐世保 島原 対馬佐賀 長崎 平戸 福江	臼杵 大分 杵築 玖珠 国東 佐伯 竹田 中津 日田 豊後高田 別府 三重	天草 熊本 熊本の宮 高森 玉名 人吉 松橋 水俣 八代 矢部 山鹿	小林 高千穂 高鍋 日南 延岡 日向 都城 宮崎	薩黄島 出水 指宿 大口 大根占 鹿児島 加治木 加世田 鹿屋 志布志 瀬戸内 種子島 徳之島 中之島 名瀬 屋久島	沖縄宮古 名護 那覇 南大東 八重山

三重県	滋賀県	京都府	大阪府	奈良県	和歌山県
阿児 伊勢 上野 尾鷲 亀山 熊野 桑名 津島 羽阪 松阪 三瀬谷 四日市	今津 大津 長浜 彦根 水口 八日市	宇治 亀岡 京都 園部 福知山 舞鶴 峰山 宮津	池田 和泉 茨木 大阪 岸和田貝塚 堺 富田林 寝屋川 八尾	上北山 五条 下市 十津川 奈良 大和高田 大和榛原 吉野	岩出 串本 御坊 新宮 田辺 湯浅 和歌山 和歌山橋本

香川県	徳島県	愛媛県	高知県	福岡県	佐賀県
観音寺 三木松 高松 土庄 丸亀	阿南 阿波池田 鴨島 小松島 小徳島 丹生谷 牟岐 勝町	今治 伊予三島 宇和島 宇和島 久万 新居浜 伯方 松山 御荘 八幡浜	安芸 窪川 高知 佐川 宿毛 須崎 土佐清水 土佐中村 土佐山田 室戸 巖北	甘木 飯塚 北九州 久留米 瀬高 瀬高 田主丸 直方 福岡 前原 宗像 八女 行橋	伊万里 鹿島 唐津 佐賀 武雄

※単位料金区域一覧表については、  
<https://www.ntt-west.co.jp/tariff/> でご覧いただけます。

## 県内通話料の適用区分例



通話の種類	例	通話料 (加入電話)
区内通話	内通話	E単位料金区域内に終始する通話 3分まで毎に 9.35円 (税込)
隣接区域内通話	と の間の通話	E単位料金区域とC・D・G・Hの各単位料金区域との間の通話 90秒まで毎に 11円 (税込)
区外通話	と の間の通話	E単位料金区域とE単位料金区域に隣接していないその他の単位料金区域 (A・B・F・I・J 単位料金区域) との間の通話 区域外通話地域間距離に応じたそれぞれの秒数まで毎に 11円 (税込)

□ … 単位料金区域名  
 — … 単位料金区域界



## MAのあり方について

MAについては、現在の社会経済圏・通信交流圏にそぐわないといった問題点が指摘されており、従来、郵政省及び総務庁（現：総務省）からも、通話圏の拡大にあわせたMAの見直しや行政区域の不一致の解消の必要性を指摘されていました。

しかしながら、MAの在り方は、(1) 地域事情等によりお客様によって意見が異なることが想定され、また、(2) すべての通信事業者が通話制度の基礎として使っているという面もあります。このため、現行のMAを継続しつつ、お客様の利便性を向上させる方策として、1997年12月から、月々定額料110円（税込）\*の支払いで「隣接～20kmまで」の通話料金を区域内通話料（3分9.35円（税込））と同額とする料金割引サービス「エアプラス」の提供を開始しました。さらに、2005年1月より、県内通話料を一律（NTT西日本のマイラインプラスに「市内通話」「県内市外通話」の2区分ともにご登録いただいているお客様は、定額料なしの場合一律9.35円（税込）／3分）とする選択性の料金割引サービス「イチリツ」の提供を開始し、MAの在り方について、一定の解決を図りました。

\*月々の定額料は電話会社固定サービス「マイラインプラス」について「市内通話」「同一県内の市外通話」の2区分ともNTT西日本にご登録いただいている場合の料金です。

なお、NTT西日本にマイラインプラスを登録されていない場合でも、「エアプラス」については月額220円（税込）を、「イチリツ」については月額220円（税込）（プラン1の場合）をお支払いいただくことによりご利用いただけます。

## MAと行政区域の不一致について

MAは原則として行政区域（市町村区域）と一致するように設定していますが、その後の市町村合併等により、一部行政区域と一致していない箇所があります。

NTT西日本ではこのような不一致箇所について、当該地域のお客様のご要望をもとに解消を図っています。

### ●不一致解消の基準

- ① 行政区域に合わせる変更であること。
- ② 行政区域の主たる地域が所属するMAへの変更であること。
- ③ 当該地域のお客様（契約者）全員が要望し、かつ電話番号の変更、料金負担の変動についてご了承いただいていること。\*

\*全員の署名・押印が集まらない場合には、全員の総意である旨の行政機関からの確認書及び町内会・主要団体等の同意書が揃えば、お客様全員の要望と了解があるものとみなし、可能な限り弾力的に利用者の要望にお応えしています。

### (参考)

行政区域と一致するようMAの境界を変更する場合には、当該地域のお客様（ご契約者）に、一般に次のようなメリット及びデメリットが生じるため、お客様の同意をいただいて実施しています。

#### <不一致解消のメリット>

- ① 同一市町村内への通話が、区域内通話となる。
- ② 同一市町村内に通話する際に、市外局番が不要となる（一部例外あり）。

#### <不一致解消のデメリット>

- ① 基本料、通話料等が変動する（料金負担増となる場合がある）。
- ② 電話番号が変更となる。
- ③ ②に伴い、看板・名刺等の書き換えが必要となる（お客様の自己負担）。

## MAと行政区域の不一致解消状況（再編成以降）

年度	都道府県	変更地域	変更前MA	変更後MA
2006	静岡県	静岡市清水区 （旧清水市及び旧蒲原町地域に限る） 庵原郡由比町 庵原郡富士川町の一部地域	清水 <sup>(注1)</sup>	静岡
2007	静岡県	浜松市（旧天竜市、旧春野町、旧佐久間町、旧水窪町及び旧龍山村地域に限る）	天竜	浜松
	愛知県	豊田市（旧稲武町及び旧下山村地域に限る）	設楽、岡崎	豊田
	福井県	福井市（旧美山町地域に限る）	大野	福井
	熊本県	天草市（旧牛深市、旧河浦町、旧本渡市、旧有明町、旧御所浦町、旧倉岳町、旧栖本町、旧新和町、旧五和町及び旧天草町地域に限る） 天草郡苓北町 上天草市（姫戸町、龍ヶ岳町及び松島町地域に限る）	本渡、 牛深 <sup>(注2)</sup>	天草
	石川県	白山市（旧鶴来町、旧河内村、旧吉野谷村、旧鳥越村、旧尾口村及び旧白峰村地域に限る） 能美市の一部地域	鶴来 <sup>(注1)</sup>	金沢
	山口県	下関市（旧下関市、旧菊川町、旧豊浦町、旧豊北町及び旧豊田町地域に限る）	豊浦 <sup>(注1)</sup> 、 美祢	下関
	岡山県	赤磐市（旧熊山町地域に限る）	備前	岡山瀬戸
2008	岐阜県	中津川市（旧馬籠地域に限る）	木曾福島	中津川
2009	岡山県	倉敷市（旧真備町地域に限る）	総社	倉敷
	広島県	呉市（旧豊町及び旧豊浜町地域に限る）	木江	呉
	鹿児島県	鹿児島市 （喜入町、喜入瀬々串町、喜入中名町、喜入一倉町、喜入前之浜町及び喜入生見町地域に限る）	指宿	鹿児島
2010	岡山県	久米郡久米南町（峠地区に限る）	岡山瀬戸	福渡
2011	京都府	京都市右京区 （旧京北町地域（京北室谷町除く）に限る）	亀岡	京都
2013	岡山県	岡山市北区（旧御津町地域、旧建部町地域に限る） 岡山市東区（旧瀬戸町地域に限る） 岡山市南区（旧灘崎町地域（植松地区の一部を除く）に限る） 久米郡久米南町	福渡、 岡山瀬戸、 野玉	岡山
	山口県	山口市（旧山口市南部地域、旧小郡町地域及び旧秋穂町に限る）	小郡 <sup>(注1)</sup>	山口
2021	福岡県	飯塚市（旧嘉穂郡額田町地域に限る）	直方	飯塚

(注1) 清水MA、鶴来MA、豊浦MA、小郡MAは廃止。

(注2) 本渡MAと牛深MAを統合し、天草MAとする。

## (参考) 閉番号化

一般的に同一MA内では市外局番が同じであり、市内局番からダイヤルすることで通話ができるようになっています。

しかし、一部の地域においては、その地域に局番を付与した当初からの経緯等により、同一MA内に複数の市外局番が存在し、同一MA内であっても市外局番からダイヤルしなければならない場合があります。

そのため、地域からの要望に応じて、該当地域の市外局番が統一されることがあります。

これを「閉番号化」と呼びます。

## (参考) 最近の市外局番変更状況

県名	MA名	変更前市外局番	変更後市外局番	実施日	備考
岡山	岡山	0867-××-×××× 08636-×-××××	086-×××-××××	2013年5月1日	市町村合併に伴い、福渡MAより北区御津・建部町地区及び久米南町、岡山瀬戸MAより東区瀬戸町地区、玉野MAより南区灘崎町地区を、岡山MAへ編入
山口	山口	083-×××-×××× 08396-×-××××	083-×××-×××× 08396-×-××××	2013年12月1日	市町村合併に伴い、小郡MAより旧山口市南部、旧小郡町、旧秋徳町が、山口MAに統合
福岡	飯塚	09496-2-×××× 09496-6-××××	0948-92-×××× 0948-96-××××	2021年10月1日～ 2021年11月30日	直方MAより飯塚市額田地区が、飯塚MAに統合
	直方	09496-2-×××× 09496-6-××××	0949-62-×××× 0949-66-××××	2022年3月1日	鞍手郡小竹町(宮若市の一部を含む)の市外局番について4桁に変更

	閉番号化前	閉番号化後
①A地域内で電話をかける場合	×-××××	6×-××××
②A地域からB地域に電話をかける場合	08547-×-××××	7×-××××
③A地域からC地域に電話をかける場合	085476-××××	76-××××
ダイヤル手順	A-B間、B-C間、C-A間の通話について、市外局番からダイヤルする必要があります。	これまで市外局番が必要だったA-B間、B-C間、C-A間の通話について、市外局番をダイヤルせずにかかるとなります。

※「閉番号化」については、単位料金区域を閉番号化対象区域として実施しています。

※太線：単位料金区域(MA)

実線(及び点線)：番号区画エリアを示しています。

※最近の市外局番変更状況(計画含む)については、  
[https://www.ntt-west.co.jp/open/sigai\\_henkou/sigaikyokuban.html](https://www.ntt-west.co.jp/open/sigai_henkou/sigaikyokuban.html) でご覧いただけます。

## 離島通話料(離島振興に伴う特例扱い)

離島にある当社指定の単位料金区域(MA)と、その離島と社会的・経済的諸条件及び通話の交流上密接な関係にある当社指定のMAとの相互間の通話については、特例として隣接区域内における通話料金を適用しています。

(離島へは、海底ケーブルを敷設する等、通常よりも多くのコストがかかっていますが、離島振興及びユニバーサルサービスの観点から特例扱いとしています)

### 特例扱いの対象となるMA

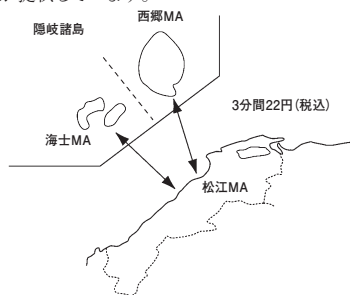
〈 〉内は平日昼間3分間通話した場合の料金

離 島	MA名	特例扱いの対地となる M A	11円(税込)でかけられる秒数
隠岐諸島	西 郷	松 江	90秒 〈22円〉 (税込)
	海 士		
壱 岐	郷ノ浦	福 岡 *	
対 馬	対馬佐賀		
	巖 原		
五島列島	有 川	長 崎	
	福 江		
徳之島	徳之島	鹿 児 島	
屋久島	屋久島		
奄美大島	名 瀬		
	瀬戸内		
種子島	種子島		
甌島列島	中 甌		
硫黄島	硫黄島		
中之島	中之島		

(注)上記のほか、壱岐・対馬(郷ノ浦MA、対馬佐賀MA、巖原MA)と長崎MAとの間について、90秒までごとに11円(税込)。

\*再編成以降、NTTグループにおいては、NTTコミュニケーションズが提供しています。

(例)離島と通話需要等の面でもっとも緊密な関係を有する近隣MA1ヵ所に対して、隣接料金を適用します。

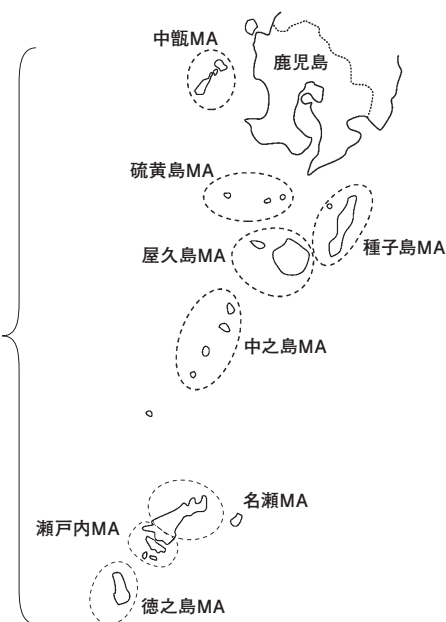


### 同一県内にある離島MA相互間の通話料金

〈 〉内は平日昼間3分間通話した場合の料金

離島MA名	11円(税込)でかけられる秒数	
長崎県	90秒 〈22円〉 (税込)	
		対馬佐賀
		巖 原
		有 川
		福 江
鹿児島県	90秒 〈22円〉 (税込)	
		郷ノ浦
		種子島
		屋久島
		中 甌
		名 瀬
		瀬戸内
		硫黄島
中之島		
徳之島		

各MA相互間は90秒で11円(税込)  
[3分で22円]  
(税込)



### 沖縄県の通話料

- ・沖縄県については、特例として九州本土最南端のMAに位置するものとみなして、全国との通話地域間距離を算定しています。\*
- ・沖縄県内の各MA(那覇、名護、南大東、沖縄宮古、八重山)相互間は90秒までごとに11円(税込)となっています。

\*再編成以降、NTTグループにおいては、NTTコミュニケーションズが提供しています。

## ダイヤル通話料金の請求

電話料金請求のサイクル(1998年10月～)

	計 算 期 間			
	前々月	前 月	当 月	翌 月
A 毎月20日のお客様	21日	20日	◆5日 ★20日	
B 毎月25日のお客様	26日	25日	◆10日 ★25日	
C 毎月 末日のお客様	1日	末日	◆15日 ★5日	
D 毎月 5日のお客様	6日	5日	◆20日 ★5日	
E 毎月10日のお客様	11日	10日	◆25日 ★10日	
F 毎月15日のお客様	16日	15日	◆末日 ★15日	

【凡例】 □ 基本料金 ■ 通話料金 ◆ 請求書発行予定日 ★ 支払期限

(注)上記の支払期限が土曜・日曜・祝日の場合は、翌営業日が支払期限となります。

### ●料金月制度の理由

電話料金の請求書は契約者毎に料金を計算し発行しますが、その事務が請求書発行直前の短期間に集中します。そのため約150万のお客様へ、一斉に請求書を発行すると、発行作業が一時に集中し、事務の渋滞等による請求書の発行遅延が起こることも想定されます。

このため、効率的で経済的な料金事務が実施できるようA～Fの6ブロックに分け、請求書の発行日及び支払期限を異にする分散発行を行っています。

なお、従来、基本料金は一律歴月初日から末日までとしていましたが、1998年10月から基本料金と通話料金との計算期間が一致するよう変更しました。

### ●フレッツシリーズの月額料金計算期間について

フレッツシリーズの月額料金計算期間は、電話料金の計算期間と異なり、毎月1日～末日までとなります。電話料金の計算期間とフレッツシリーズの月額料金計算期間は、以下の表のとおりです。

お支払期限 (口座振替日)	計 算 期 間			
	前々月	前 月	当 月	翌 月
毎月 末日のお客様	1日	末日	★末日	
毎月 5日のお客様	6日	5日	★5日	
毎月10日のお客様	11日	10日	★10日	
毎月15日のお客様	16日	15日	★15日	
毎月20日のお客様	21日	20日	★20日	
毎月25日のお客様	26日	25日	★25日	

【凡例】 — 電話サービス計算期間 - - - - フレッツシリーズ計算期間 ★ 支払期限

### ●毎月の料金のご請求

毎月のご利用料金などについてのお客様への請求は、NTTグループ100%出資会社のNTTファイナンスよりさせていただきます。

※ご利用サービスの状況によっては、NTT西日本から請求させていただく場合もございます。

## 料金への消費税転嫁の方法

具体的な転嫁方法は、下記のとおりとなっています。

●請求書によるお支払い (例:加入電話の基本料・ダイヤル通話料等専用線の月額使用料等)	請求書上において税相当分を明示して転嫁しています。
●NTT西日本における諸手続きの際の料金 (例:譲渡承認手数料、各種証明手数料等)	税相当分を含む料金をその都度、お支払いいただいています。
●公衆電話の通話料金*	全体として税相当分の転嫁となるよう課金秒数を設定しています。

\*ただし、公衆電話からのフリーダイヤル通話については、外税の料金表を適用し、請求書上において税相当分を加算しています。

### その他

- 端数処理…料金の1円未満の端数については、切り捨てます。
- テレホンカード…発行時は課税されません(使用時に課税)。
- 保証金、延滞利息、割増金…保証金、延滞利息については課税されません。割増金については、課税対象となります。

## 「フレッツ光」のご利用料金のご案内方法等の変更について

環境保護の取り組みとして紙媒体による請求書等を削減するため、2014年12月よりお支払い方法は、「口座振替による支払い」または「クレジットカード支払い」とし、ご利用料金のご案内はインターネット経由で確認いただけるWeb明細サービス「Myビリング」(登録料・月額使用料無料)でのご案内を標準とすることへ変更いたしました。

それに伴い、2014年12月ご請求分以降は、紙媒体による「口座振替のご案内」もしくは「料金請求書」の発行・郵送を希望される場合は、実費見合いとして下記発行手数料等をご負担いただきます。

※契約名義が法人(法人に相当する当社が認めるお客様を含む)のお客様は対象外となります。

お支払い方法	ご利用料金ご案内方法	発行手数料等について
クレジットカード	Web明細サービス「Myビリング」によるご案内	—
口座振替	口座振替のご案内(紙媒体)	発行手数料 110円/月 (2023年12月より165円/月)
請求書支払い	料金請求書	発行手数料 110円/月 (2023年12月より165円/月) 収納手数料 55円/月





## 領収証及び次回口座振替額のお知らせの内容

 西日本電信電話株式会社 関西支店		XXX-XXXX 大阪府XX10丁目10															
TEL (無料) (0120)XXXXXX 送付先: XXXX-XXXX XXX XXX XXX XXXXX XXXXXXXX 社用 999999999999 99999 99999 991111 〒 NTT西日本料金領収証・口座振替のお知らせ [NTT WEST Receipt/Information on current bill] ©		西 太 郎 様  															
<p>※電話番号をお確かめのうえ、お間違えのないようお願いいたします。</p> <p>電話のご注文・お問合せは局番なしの「116」へ(無料) 携帯電話・PHSからは 08002000116へ(無料)</p> <p>電話の故障は局番なしの「113」へ(無料) 携帯電話・PHSからは 01204544113へ(無料)</p> <p>フレッツサービス・ひかり電話に関するご注文・お問合せは 0120-116116へ(無料)</p> <p>フレッツサービス・ひかり電話に関する故障は 0120-248995へ(無料)</p>																	
<p>料金お問合せ先 (06) XXXX-XXXX (無料)</p> <p>(0120) XXXXXX (無料)</p> <p>※営業時間：午前9時～午後5時 土曜・日曜・祝日・年末年始(12月29日～1月3日)は除きます。          ※携帯電話・PHSからもご利用いただけます。</p>																	
<p><b>次回口座振替のお知らせ</b>          (Information on current bill)</p> <p>2023年 7月 18日発行</p> <p>日ごろ、NTT西日本をご利用いただきましてありがとうございます。          次の金額を 2023年 7月 31日ご指定の口座より振替させていただきます。</p>																	
お客さま番号 (06)XXXX-XXXX	2023年 7月分	次回振替額 (Total amount due) 11,456円	金融機関名 電電銀行 大阪支店														
		口座番号 XXXXXXXXXX	※「金融機関名」「口座番号」の表示方法の変更(表示もしくは非表示)を ご希望されるお客さまは、料金お問合せ先へご連絡ください。														
ご請求の内訳	金額 (円)	お 知 ら せ															
NTT西日本ご利用分	9,870																
NTTコミュニケーションズご利用分	1,397																
料金回収代行サービスご利用分	189	他社債権の回収代行料金です。															
(合計)	11,456	詳細については、別添の「ご利用料金内訳書」をご覧ください。															
<p>●振替日に振替できなかった場合は、原則として振替日から起算して15日目に再度振替させていただきます。なお、再振替日に振替できなかった場合は、契約約款等に定める延滞利息を翌月以降の料金に加算させていただきます。</p>																	
<p><b>西日本電信電話株式会社領収証</b> (Receipt)</p> <p>お客さま氏名 西 太 郎 様 2023年 7月 18日発行</p> <p>お客さま番号 (06)XXXX-XXXX</p> <p>右記、金額を 2023年 7月 31日口座振替により          領収いたしました。</p>																	
<table border="1"> <tr> <td colspan="2">2023年 7月分</td> </tr> <tr> <td>領収金額 (Amount paid)</td> <td>11,456円</td> </tr> <tr> <td>内 電 話 料 金 等</td> <td>10,432円</td> </tr> <tr> <td>訳 消 費 税 相 当 額</td> <td>1,024円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">金融機関名 電電銀行 大阪支店</td> </tr> <tr> <td colspan="2">口座番号 XXXXXXXXX</td> </tr> <tr> <td colspan="2">※表示方法の変更(表示もしくは非表示)をご希望されるお客さまは、          料金お問合せ先へご連絡ください。</td> </tr> </table>				2023年 7月分		領収金額 (Amount paid)	11,456円	内 電 話 料 金 等	10,432円	訳 消 費 税 相 当 額	1,024円	金融機関名 電電銀行 大阪支店		口座番号 XXXXXXXXX		※表示方法の変更(表示もしくは非表示)をご希望されるお客さまは、 料金お問合せ先へご連絡ください。	
2023年 7月分																	
領収金額 (Amount paid)	11,456円																
内 電 話 料 金 等	10,432円																
訳 消 費 税 相 当 額	1,024円																
金融機関名 電電銀行 大阪支店																	
口座番号 XXXXXXXXX																	
※表示方法の変更(表示もしくは非表示)をご希望されるお客さまは、 料金お問合せ先へご連絡ください。																	
 西日本電信電話株式会社 関西支店		料 金 お 問 合 せ 先 (0120)XXXXXX (無料) 〒XXXX-XXXX XXX XXX XXX XXXXX															
印 紙 税 申 告 納 付 につ き 税 務 署 承 認 済 〒XXXX-XXXX XXX XXX XXXX XXXXXXXX																	

社用コード 99999		ご利用料金内訳書		お客さま番号 (06)XXXX-XXXX		1 ページ	
料 金 内 訳 名	金 額 (円)	税 区 分	ご 利 用 期 間 等 の お 知 ら せ				
【NTT西日本ご利用分】							
回線使用料<基本料> (住宅用)	1,600	合算	6月1日～6月30日				
フレッツ光ネクスト F 準利用料	5,400	合算	6月1日～6月30日				
光もともとと割	-1,100	合算	6月1日～6月30日				
VDSL装置アダプタ使用料	400	合算	6月1日～6月30日				
ダイヤル通話料	1,860	合算	6月1日～6月30日				
キャッチホン使用料	300	合算	6月1日～6月30日				
携帯電話への通話料	510	合算	6月1日～6月30日				
ユニバーサルサービス料 他	3	合算	1番号分のご請求となります。				
消費税相当額	897						
(内訳) 消費税相当額 (合算分)	(897)		合計表示の料金を合計した8,973円に10%を乗じて算出しています。				
(小 計)	9,870						
【NTTコミュニケーションズご利用分】							
ダイヤル通話料	1,270	合算	6月1日～6月30日				
消費税相当額	127						
(内訳) 消費税相当額 (合算分)	(127)		合計表示の料金を合計した1,270円に10%を乗じて算出しています。				
(小 計)	1,397						

### ●プライバシーの保護に配慮した送付

1991年8月から、プライバシー保護に配慮し、口座振替をご利用のお客様に対して「領収証及び次回口座振替額のお知らせ」を、従来のハガキに替えて、封書にしてお送りしております。

### ●ご利用会社毎にわかりやすく表示

1999年7月からNTT西日本、NTTコミュニケーションズ、携帯電話等へのご利用分を分けて表示することで、ご利用会社毎の利用料金をお知らせしています。(注：2021年10月から、携帯電話へおかけになった場合の利用料金は、「【NTT西日本ご利用分】」内に「携帯電話への通話料」として表示しています。)

### ●他社の情報通信関連商品・サービス料金を電話料金等に合わせて請求

2000年7月から、他社の情報通信関連商品・サービス料金を電話料金等に合わせて請求・収納するサービスを開始し、請求書にその旨を表示してお知らせしています。

### ●インターネットで月々の電話料金が確認できる『Myビリング』サービス

2002年4月から、電話料金を口座振替でお支払いいただいているお客様からのお申込みにより、口座振替のお知らせ等を、書面によるご案内に代えてWeb上でお知らせしています。「Myビリング」をご利用いただきますと毎月の基本料(回線使用料)から「121円」割引させていただきます。(割引適用外の場合があります)なお、2023年12月請求分より割引が終了となります。

# ダイヤル通話の料金明細内訳サービス

## サービス概要

お客様のダイヤル通話料金についてお問い合わせがあった場合に、お客様が“いつ、どこへ、どれだけ”ご利用になったのかを、お知らせするサービスです。1986年3月に東京で最初に導入し、1995年3月に全国への導入が完了しました。

## 通信の秘密確保及びプライバシーの保護

通話明細内訳の記録やお問い合わせの回答にあたっては通信の秘密確保及びプライバシー保護のため、次のように厳正・慎重に対処します。

- 通話明細内訳の記録は次のとおり、契約者のご希望に基づいて行います。

なお、記録の種類はお客様の意向によっていつでも変更できます。

- ① 通話明細内訳の記録を希望する。
- ② 通話明細内訳の記録を希望するが、通話相手の電話番号の下4ケタは消去する。
- ③ 通話明細内訳の記録を希望しない。

\*着信無料通話(116、113、フリーダイヤル等)については記録いたしません。

- ダイヤル通話の通話明細内訳のお問合せは、当社料金請求書等へ記載の「料金お問合せ先」までお願いします。

- 通話明細内訳は、原則として支払期限の2ヵ月後に消去します。

- 通話明細内訳書の送付

ご希望のお客様に「通話明細内訳書」を送付します。

なお、お客様の送付希望の内容により、表示内容及び送付方法等は次のとおりです。

(市外通話のみ表示とする通話明細内訳書については2023年12月31日までの通話等記録をした送付分にて終了します。)

送付希望の内容	市外通話のみ表示	全ての通話を表示 (市内通話+市外通話)
表示内容	1ヵ月分の市外通話(携帯電話等への通話を含む)の通話日時、通話先電話番号等を1通話毎に表示。 市内通話に関しては、1ヵ月分の通話回数と通話料を表示。	1ヵ月分の全ての通話(携帯電話等への通話を含む)の通話日時、通話先電話番号等を1通話毎に表示。
送付方法	「NTT西日本料金請求書」または「NTT西日本料金領収証・口座振替のお知らせ」に同封して送付。 *Myビリングご契約のお客様はインターネット(パソコンのみ)での画面照会となります。	
作成手数料	無料	有料*

\*市内通話を含めたすべての通話の表示をご希望の場合は、明細内訳書の枚数に応じて明細内訳作成料がかかります。(郵送料は無料)9枚まで110円、50枚まで264円、100枚まで781円、800枚まで1,177円  
ただし、Myビリングご契約の場合、明細内訳作成料はかかりません。

# 翌月合算請求

## サービス概要

2018年11月請求分より、奇数月(1・3・5・7・9・11月)のご請求額が5,000円未満の場合は、翌月の偶数月(2・4・6・8・10・12月)に2ヵ月分をまとめて請求しています。

- 対象となるお客さま

NTT西日本、NTTファイナンス株式会社からご請求する弊社サービス\*1をご利用のお客さま

\*1 弊社サービスとは、加入電話、INSネット(総合デジタル通信サービス)、フレッツ光、フレッツ光のオプションサービス、フレッツ・ADSL(DSLアクセスサービス)、フレッツ・ISDN(インターネット関連サービス(IP電話を除く))等です。光コラボレーションモデルは対象外。ただし、フレッツ光のオプションサービスを個別にご利用いただいている請求は、翌月合算の対象となります。

- 主な対象外請求\*2

以下の場合には請求額にかかわらず毎月請求となります。

- ・複数回線を1請求にまとめて一括でご請求している場合
- ・複数回線の請求書等をひとつの封筒にまとめてご請求している場合
- ・ご請求額に料金回収代行サービスご利用分が含まれている場合
- ・NTTファイナンス株式会社の「おまとめ請求」をご利用されている場合
- ・通話明細を紙媒体でご提供している場合
- ・「フレッツ光」の工事料金を分割してお支払いされている場合
- ・「ひかり電話A(エース)(IP電話サービス)」をご利用でMyビリングをご利用されていない場合
- ・「フレッツ光」の割引サービス\*3をご利用でMyビリングをご利用されていない場合

\*2 上記記載の主な対象外請求のほか、広域イーサネット、専用線サービス、公衆電話、ご解約時の最終料金は翌月合算の対象外となります。

\*3 Myビリングをご利用されていない場合に、翌月合算の対象外となる割引サービスは、「光もっと2割」「Web光もっと2割」「どんと割」「どんと学割」「光はじめ割」です。